

蓬州舊勝錄六

慶和縣
史編纂
係之印

共拾九冊

第四門

編者	品目	年月日	製	昭利	年	月	日	冊	號
書								三	

294
又
1-6



蓬州舊稿
集
卷之六
六

共十九冊

第一千九百七拾四號

00000

書林

勢田大宮起原

勢田舊賜報卷之六

鈴茶町編集

此巻は勢田大宮起原と他を編纂する一冊なり
うゑり形似一致の記、兩部被合の爰出、形似一致し
律に準じた書に當り、勢田の大宮と等致准一の形に
表に於てルべきに若くは弘法等の爲に述へ、西人多し既に
近世名はたふす旨の市地亦も存同し、其の旨の旨を
も、新に白あを、舊ふ暇の由りに變化を致多し、何ぞ扱
白本の後よき、變ひて改正せしめ、力持んや、只兄範同治し
意趣を、之後に所集の、之を、人、之、也、也、

○勢田郷

千我麻、莊、舊、云、松、の、地、
市、云、年、魚、市、今、好、郷、名、
舊、地、
江、崎、寺、姫、湯、
或、松、姫、湯、

清福起、
一株、白、松、炎、焼、倒、水、田、中、光、燭、不、銷、水、田、尚、勢、仍、而、魏、
勢、田、知、名、類、舊、抄、作、原、田、蓋、謂、之、存、手、市、物、三、蓬、菜、

和 32.7.30
35460

A294
ス
1-6

其一也 日本事跡考 神社考曰揚針任之東海上蓬萊果是
 持勢田之蓋勢田 厩前在松栢表之苑号蓬萊果
 之命祀之曰天祁社 條曰此別蓬于海世云蓬大云蓬果高
 之八而日之蓬之島凡靈根清之常世居之云 持勢田之蓬
 蓬之果之蓬之果

勢田正一位勳一等大御言 御正躰草薙御神

少一 天照皇右神 官貴媛命 ミヤスヒメノ

少二 素盞烏乎 建稻種命 タケイナタチノ

少三 日本武尊

仁皇十二代景行帝曰十一年婚高屋至天武天皇年号元日
 宮社悉經營諸祭濫觴焉

一 御崎社 大伴武日命 オホトモヒノミコ
(或稱御崎字作御前イハテ布社為
 魂之祭ト俗荒社ト云武日連カト云)

○彦彦宮 天孫瓊杵 アマノハヒコノミヤ
天孫瓊杵ノ神也云云
 又彦田天孫ノ
 一稱武彦王ト云云 亦三種自注神在
 當之ニ云 崇勢ノ古ハ在泊瀬孫殿ト云
 長遠建小社並ニト云

○龍神宮 吉浦武彦命 キムラタケヒコノミヤ
又大龍王トモ云

○左五 東八百方神

○右五 西八百方神

○榊木御前 伊弉諾尊存母也云云
又云子安ノ社イニ云云
 天孫ト云 古傳勢田ノ
 祝詞正ニ俗ニ云云
 神ト云云

○宇坂神 倉箱魂命

○國玉祁社 大玉玉命

○天祁社 菅玉玉命

○東比酒宮 蛭見ノ尊

○揚貴地祠 (柳貴地靈魂祠
 今ハ無)

○八玉子 五男三女神

○三輪神前 大己貴命 オホニギノミコ

○古美 垣山媛命 カニヤマヒメ

○愛宕神社 火神斬退突智神 カノカミ

○雲尾神社

大山社

○洲原権現

菊理媛命

○王、若久

仁徳天皇又云仲哀天皇と云

○白山権現

菊理媛命

○鳳宮

織長津彦命
織長彦彦命

○天、五

青盞鳥尊

○山神

大山社命

○月、三

月讀ノ尊

○湯間神社

本花用耶媛命

○神、四

國常立尊

○上、金神

金山彦神

○二、夜、神、夜

青盞鳥尊

○下、金神

金山彦神

○磐、石、神、夜

別雷神

○清、水、社

國愛女命

○七、三、八、幡、神

仁徳天皇四院ハ右ノ神是神事也
フ祭ト云爾也
七ノ幡ト云爾也

○雨、ノ、文

雨龍

○乙、子、神、夜

乙子命古ノ神也
神事連ト云
乙子女命也

○立、田、神、夜

天布衣國御柱神

○日、天、神、夜

少彦名神
別名蓋テ流ト云

東六社

西六社

日神ノ神ノ在也
分而祭ル儀也

○柳、子、神、夜

宮貴媛命

○山、五、社

大物主尊

○今、彦、神、夜

建織姫命

○白、金、神、夜

一説白紙神
一説白紙神

○水、向、神、夜

櫛媛命

○加、玉、神、夜

菅原丞天

○素、盞、鳥、尊

青盞鳥尊

○日、長、神、夜

天照大神一説云
平止与命ノ神子
日長ノ命ト云

右東六社西六社
右之邊神也
云々下ノ神也
右ノ神也
右ノ神也
右ノ神也

○青、金、神、夜

青金神夜
青金神夜
青金神夜

○八、劍、宮

櫛神

仍而草薙劍由茲和朝元年新奉藏
實劍號八坂宮櫛在神祕ト云

○八、五、宮

双

五男三女神

○霧、社

天使霧出交霧宮

○徹之社

水田内社連而奉命

○若狭八幡

仁徳天皇

○住吉神社

天照大神
表筒男中筒男底筒男
神功皇后

○春日神社

天照大神

○白山権現社

菊理媛命

○日破宮

大邪朝遇突和命延喜式曰日割御子神社名邪はアリ
今日本武皇東征時倭姫命授劍畏其一齋火徹燈
号日破宮ト云

○大福田社

朱雀院御宇平社五将門内為深伐洞依奉齋神輿矣
依勅宣而号大福田大菩薩御師ハ元ハ古
社云寺管内元福十六年再興時祠ノ宮移之故
立ルノ之田定坊宝花坊主用

○深田神社

尾張氏元祖大御神命土世子孫ハ乎止皇命之亦云後田是
令上知我深田社ト云 古老云此社ハ興田地之民
俗深田殿ト云東海左ラ守子邪ト云

○海神社

左 蛭見子

一社 大正五年

伴務逢神

○南新宮

今天五と云素盞鳥と云
南宮ノ離と云

○八王子

首志前川引子後

○流子精進川

曾貴而海東卿浦氏(波河湖)除而入瀟亦故下
流子精進川且水曾貴曾貴社家は令集

○白山権現

木花開耶媛命

○八王子

云男 三女

○白鳥神社

日本武皇幸魂

○三ノ山社

未詳俗ノ所陵 亦俗民茶毗山ト

○別所見御前

日本武皇御前 祭六孫王ト

○南楠御前

伊弉諾多作伴母也

○李姬社

古説ニ十握劍ヲ祭ト又云稻種命ヲ祭ニ依ラツ
カト云ト云乙境カト云李姬社ト云宮貴媛命日本武
東征時御前ハ愛唐臣褒賞婦ト云功社也号布
曝女也ト云

亦云李姬社也

殿拜殿故実ト云

宮貴媛命ハ日本武皇東征

俗院に據りしん一ノ神もたもるべし 一ノ神もたもるべし
祭後には神輿三坐より一ノ神先地神宮 二神もたもるべし
大御元の御興計り一坐祭れりも出さずとも 出さずとも 出さずとも
言々ともは中社の或るをきこ 或は前者の神也 神也 神也
祈りたる所 天竺所轉運地の言女社を清くすともは 祈りたる所
ともあらばく 志あるに 祈りたる所の目入るすともは 祈りたる所
○泉院 是ハ池神也 乾の方表の所也 祈りたる所の目入るすともは
一アアして是を泉院と云 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは
州増次智色に弘法而立す 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは
少教連の像有りて 堂宇も破れて 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは
もあれども 今ハ在りたり 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは
久遠なりしをすいさぎ 祈りたる所の目入るすともは 弘法大師善徳尊
祈りたる所の目入るすともは 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは
○楊貴妃石 泉の坤の方になす 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは
之昔に文也の 祈りたる所の目入るすともは 弘法大師善徳尊
人も無轉倒あきし 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは
一の湯見の祈りたる所の目入るすともは 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは

○泉院

○楊貴妃石 泉の坤の方になす 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは
○楊貴妃石 泉の坤の方になす 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは
○楊貴妃石 泉の坤の方になす 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは
○楊貴妃石 泉の坤の方になす 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは

○楊貴妃石 泉の坤の方になす 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは

○楊貴妃石 泉の坤の方になす 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは

○楊貴妃石 泉の坤の方になす 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは

○楊貴妃石 泉の坤の方になす 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは

○楊貴妃石 泉の坤の方になす 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは

○楊貴妃石 泉の坤の方になす 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは

○楊貴妃石 泉の坤の方になす 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは

○楊貴妃石 泉の坤の方になす 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは

○楊貴妃石 泉の坤の方になす 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは

○楊貴妃石 泉の坤の方になす 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは

○楊貴妃石 泉の坤の方になす 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは

○楊貴妃石 泉の坤の方になす 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは

○楊貴妃石 泉の坤の方になす 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは

○楊貴妃石 泉の坤の方になす 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは

○楊貴妃石 泉の坤の方になす 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは

○楊貴妃石 泉の坤の方になす 弘法大師善徳尊 祈りたる所の目入るすともは

内山森の中に隠す。さるる受をうそと書ん山とく。虎のあま
 る會々中内に幸ふも。○春敲門。あの方にもう。後吉敷伊計
 門の入りとぞ。時と暮し門を敲く。わねを付たり。と後し。勅使あれば
 必し門の入りと。亦ある王の方士。揚き地をゆく。牛け門を敲く。
 かに形もとも。春敲門の額。中津左。北津右。牛け門を敲く。
 とく。下比の。昔く門の。さし。と。再建と。け門の。門
 と。お射と。とも。お。一。取。早。く。て。田。面。と。足。膝。之。畔。と。然。之。て。駿。後。車。り
 て。村。史。姓。童。の。法。事。事。り。兼。池。た。れ。の。後。門。と。用。建。多。く。と。是。の。
 ○津菰前。春敲門の北に礎の石あり。昔此處より。意。不。あり。し。を。
 礎。斗。り。し。○楠。も。ま。ま。亦。あ。の。ま。と。ま。し。御。興。成。の。南。に。大。坂。を
 楠。車。り。瑞。籬。を。立。廻。て。あ。り。社。あり。け。社。に。祈。し。八。世。屋。之。迎。人。に。作。キ
 有。し。神。の。御。名。を。知。る。と。産。み。の。易。と。ま。は。な。し。作。事。諸。事。と。や
 有。べき。ま。と。ま。後。の。事。り。案。も。妙。あ。の。御。子。を。ま。ま。し。し。り。○輪。糸。池
 大。坂。の。ま。の。南。方。に。在。る。の。報。に。有。て。ま。り。一。切。後。と。用。也。是。ハ。太。政
 大臣。臣。藤。原。入。道。藤。原。公。進。公。藤。原。公。成。公。一。村。に。附。着。せ。し。其。の。間
 に。わ。い。ち。礎。ハ。押。あ。り。れ。後。患。ハ。磨。殺。し。埋。れ。輪。糸。池。に。毀。破。せ。て
 今。礎。の。石。張。り。り。○和。集。音。輪。糸。池。の。南。北。方。に。ま。り。た。り。今
 樂。を。奏。し。ま。り。○大。石。松。籠。和。集。音。池。の。南。北。方。に。ま。り。た。り。今

依るる大徳亮平揚之の寄進寛永の中るれが。ひ。あ。む。り。の。を。り
 大徳亮。後。の。源。云。と。依。り。内。務。女。書。子。と。成。り。後。中。臣。の。源。入。天。正
 等。々。武。勇。の。名。を。書。き。て。服。を。江。州。川。辺。に。く。ま。り。な。し。て。後。に。鏡。子。の。書。を
 五。箇。と。あ。り。し。と。源。南。原。忠。之。の。在。常。州。の。事。と。く。ま。り。な。し。し。り。あ。り
 二。万。石。と。成。り。從。五位。下。大。徳。亮。と。成。り。大。坂。の。後。に。竹。田。水。鏡。を。行。り
 尚。く。御。意。に。祈。り。ぬ。感。時。宮。の。御。と。後。海。の。附。近。風。の。道。中。御。意。に
 の。和。靈。に。祈。り。恙。無。く。者。若。相。謝。の。お。大。石。松。籠。を。造。新。也。と
 後。家。の。系。圖。に。見。え。たり。

按に依るる月氏。寛永八年。当社。并。京。南。福。寺。に。上。座。御。意
 二。千。石。造。立。し。て。宮。水。丁。亥。十。月。日。の。大。地。震。に。折。倒。し。たり。と
 有。目。の。形。之。の。志。空。教。師。が。ん。と。と。惜。し。神。祇。人。合。ふ。千。石。を。拾
 て。元。の。如。く。再。建。し。依。る。月。氏。が。後。に。引。付。て。ま。り。

○宝田社

楠のまの。終。り。陽。之。社。あり。是。を。宝。田。と。云。田
 津。を。祝。祭。し。喜。多。三。の。原。の。事。あり。田。を。括。刈。れ。祭。す。し。春。と
 綿。を。世。に。お。し。風。ひ。冬。月。刈。り。各。を。唱。ふ。と。後。に。神。前。の。御。位。を
 敷。し。鳥。の。喰。け。り。あ。り。先。に。鳥。喰。と。云。地。に。薄。敷。し。也
 此。社。と。名。付。て。喰。け。り。に。あ。り。の。御。秘。事。と。云。寛。永。二。月。

○水向 ○素盞鳥

○日長 ○青倉 皆南向にまきしる上なるは是を東寺社といふ

○宮舎 觀音 陸田青倉の社の東にまき 俗民申書

○素盞鳥 ○日長 （西寺の北白倉ノ社） 皆南向にまき北まきあり

○御佐神 御佐門の御三修中り 南にまき 御佐門の御三修中り

○所野院堂 是等御堂のまき 御佐門の御三修中り

○南山十三日 是のまき 御佐門の御三修中り

○御佐神 御佐門の御三修中り 南にまき 御佐門の御三修中り

大森村の御佐神 （此の御佐神） 皆南向にまき 御佐門の御三修中り

○御佐神 御佐門の御三修中り 南にまき 御佐門の御三修中り

舊の向多井相殿も建たり磐田の地を祀りてと云々
貴子而取子の竈と作しりとも云々
下多麻岡の社あり磐田の地に祀りて
宮姫媛の父之たまの遙南の方に祀りて
上下の名を云々
の記あるは
也や多麻岡の磐田の肉乃地なりて
数子の谷竈の在りたるも
詔を門の社あり
所とて五月五日の参拝する
装束もてあつて
貌をんあ
笑ひ返敷は
返くも
お合
即座る
此の形を人に傳へて

連の氏姓を振テ
西面南ニ
形跡より
本は
○大宮
○湯雪門
○湯雪門の
○八剱宮

御免のちと建つ村の 威光を借んと大福殿を祀るも
の因に後しとて、や亦ハけり又後者の大福殿の初りや光景を
見、七塚 乃門悪事を多し七変の形をち中に祀り七塚
号し大福殿の後に在り 祠宮をそに多し

○天正社 大福殿の昔より申す天正と動居し 祇園と同社一傳之

旨より多れ車を飾りたんぢりト号し南西は海島の事と云ふ

り 寺出 報告の古本あり 相殿の五よりと云はれぬる建た

り 多井のたを云を築臨離車り 橋社ハ山の方に格を並べたり

○幸徳尾浦 天正の社近く竹藪たり 爰と云ふ是平家の宿

老を云ふ宅地と云ふ幸徳ハ大黒目正縁あれが平家後者の

尾浦に蟻居 止るもや 波屋敷江に 菖草り 今も 菅の如し

まよと 晴る ありく ありと云 豊田の 是余所 隣て 鳥江所

と云 処に 竹一 村ありて 是とも 幸徳屋敷 又是より 大黒

ふと云 あり 幸徳屋敷 今と云 河あり 河邊に 此と云ふ

指 幸徳の 平と云 願の 若るれば 丸瀬 運道 一統の 代より 是

一人に ちり 運道 あり 多るべし 大黒目 季乾ハ 正家 頼朝の 御威

せれば 爰に 車馬の 當り 着ハ 名曰く 人馬 成此 平家の

代盛りに 當り 當り 多傳 ち 同家 に 神の 本家 あり 後者の

海も 難知 け 爰の 山の 町と ○ 御所 と云 大黒目 家 に 迫り 左 廻り

り 舟あり 舟の 町 名ありて 神人 あり 舟を 乗る ○ 沖馬屋

の 船門 の 南の 舟の方 あり 注吉の 相主 の 語と云ふ に出

○源氏入社 東向 築地を 押廻し ち 又 相殿を 一 棟 建て 前を 二

枚 築き ち 高 船の 源氏 入社 の 地と云 成り 東征の時 若

し ち 女を 取ら ち なる ち 之に 船を 取入し 舊 屋敷に ち

上 興 命と云ふ 源氏 入社 の 名 何れ の 時 あり ち 記 事 入 の 後

同し 會 社 社と云 民 久 傳と云 ち 地を 築き 船 傍 院の 云 船と云

源氏 入社 ち 人 稀 ち 口 惜 ち 舟 あり ち 橋 あり ち 社

と云 大黒 天 社 西 社 あり ち 在 在 並 あり

梅 鞠 後 ち 源 曰 此 大 黒 目 正 家 ち 音 福 丸 負 裏 見

南 海 寄 帰 傳 蓋 國 黒 田 字 音 同 秘 笠 二 神 更 願 命 且

大 黒 之 訓 與 大 國 主 相 迫 大 黒 谷 之 訓 與 大 國 主 相 似 亦 黒

音 母 已 貴 近 似 彼 此 轉 傳 而 誤 之 耳

山 崎 兼 加 前 ち 大 黒 大 已 貴 命 之 大 黒 命 大 黒 目 命 是 大

已貴人命の七左のまにすこ下郡名各因相に十月の日のちを
 を冬にまにすこの終るまに大西の命にけり南を電にけり北
 大國を和乃乃の終るまに舊事記古事代にんゆ山にまに
 ちの申地をて死命を十月の日に南に林にけり
 別名を冬にまにすこの水色に山の方子にけり

○ 訖言

王亮寺 藏新橋

南向に社を相殿橋地あり

先ハ弘法大師由り移り金藏にけり此の西に時院とけり南に
 と社和古めしくも終るまににや院の西前とけり院の西門
 の飛花の光栄あり 橋はまにすこの右にあり

○ 通御路

藏新橋と越(東)も由り北へ押曲し道の東側を向

の空也しとて道の終るまに此の社を移るの氷上(西)に終るまに
 御神座に「唱海酒ありまにすこの社を移る(西)に終るまに
 けり此の社を移る(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに
 海路ありまにすこの通御路あり(西)に終るまに(西)に終るまに
 左の市に「三平御路にまにすこの社を移る(西)に終るまに(西)に終るまに

つたたり世古正女のけり此の社を移る(西)に終るまに(西)に終るまに
 教と知人なりとて又大昔の舊事あり(西)に終るまに(西)に終るまに
 青の女とて倒れまにすこの社を移る(西)に終るまに(西)に終るまに
 と倒れまにすこの社を移る(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに
 尚にけりまにすこの社を移る(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに
 尚にけりまにすこの社を移る(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに
 北芝原にあり(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに
 まにすこの社を移る(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに
 去る所の社にけり(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに
 右にけり(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに
 是ぞ大御社の白鳥とけり(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに
 けり(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに
 を終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに
 日也此の社を移る(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに
 天皇にけり(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに
 して(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに
 此の國にけり(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに(西)に終るまに

け安に落りし流を棄てり白鳥のくちをけ居て居し神の白鳥
二流と云(一)と云や今もたやと云は此流の流をゆりかへり
と云ふ也 世経寺縁起に懐後と云

白鳥社 勝坂 日也記 載り多日也武多東征の飯る所也
能褒也に云うと云い 豊しむ時に年二十仍も能褒地に葬る

と神 白鳥と化而出る指後必而飛越(用)指し 白鳥
明衣出た白鳥の琴の弾系に停仍遠陵其地也云云
亦指河内也至り舊寺の邑に苗り亦遠陵故三陵曰

白鳥陵 古史記曰武多化八尋白鳥の類云云
景行紀云 武多化白鳥十 秘釋見同抄云白鳥塚
大明神の御座之中 在馬腦の石塔一座八尋之亦塚

中 其九穴八葉九号 各住所云云

或云

藝田皇太神宮縁起

藝田皇太神宮者以宝劔為神体奉為千古用御殿正曲殿奉
斎神五座之間天照太神二間素盞盞鳥三間日武之間天上

宮寶媛命之間建稻種令之号古用御殿者維大地也初
寶基掲不動政以五目奉稱焉真神劔座之其驗之抑
宝劔者三種神器之其一而神皇授受之靈物也素盞盞鳥
自天而降於出雲國之川上而斬此其尾中得一劔以獻天照太
神天孫瓊杵杵降臨此國之御所也此劔為國法從是神皇
相承依徃古神勅以三種神器安置同殿至八皇土代無仁高
始倭姬命奉近劍鏡於伊勢度邊宮今之内宮是也三代
景行天皇朝令皇子日本武尊征東夷仍徃道詣伊勢神
宮倭姬命授宝劔於日本武尊曰慎之莫忘也日本武尊既平
夷賊還到尾張國尾張氏建稻種令之妹氷上宮寶媛媛
命而淹留日本武尊欲須命於天皇解劔留於宮於媛
家而返京師於是相攸于松姑渚神籬新樹如奉安置神
劔依宝劔授受之統緒而奉齋於五座之神崇敬焉
神道相傳之訣曰夫藝田神宮者乃諸神置宝劔也侍則之
其一草薙劔神也 抑宝劔根元天孫也天地開闢以來

天初七代倭崇禎者倭册号御正仰奉上天寶也受天恩在
神天瓊矛天照女神分瓊矛者三種神器三種神器者物
神道之肝心王法君臣之樞機也三器有天下猶三光耀天
以者三神者天以傳三器為天子故為億兆神社之宗廟當
知宇宙後正無兆神天德矣

三種安鎮

因侍初十種圓滿靈寶
神爾十種感應寶
宝劍十種成就神效

天照女神
天子御正印
藝田大神
右社家之說

尾陽雜記云
○藝田神社

在尾張國年魚市郡

各所社一座
今六座トナラ

藝田神 天村雲劍也 神代の巻にそののたの蛇の刺
口毎入るる蛇の毒を吞て瘡を治るる者 蛇を吞て切る尾を

伐し時を至りて細のやわもせむかほさして見ると蛇を尾の尾あり
是を吞るる者より蛇を吞りて是を今尾陽市村にあり而後
祝部の司と云ふの神也
神名帳に書くも云 景行天皇の十皇男少彥等は日本武尊に在り
け神の垂宿なり 大宮 東 素戔 南 宮 賀 北 倉 稻 魂
中央 天神也 太神也

尾張風土記云 藝田の社に性古事本武の神を奉りて巡歴し

多由りも山尾尾流由連等のを川祝言等々後命を奉りてを
宮に送りも夜須日向一則かに陸路少神を以て桑の木の掛
て是を遺り孫孫に傳へて別尊て又に性古事を取劍光りて
神のてくはしあむむむむむむ

日會紀云 景行天皇九年辛酉年五月十日日也武尊從東夷發路
抵及梓梓津之野宮仍倭姫命に中七日曰々天皇の命と云々
東征由きに流叛の名を賜ふんとは故辭に於是倭姫命
東征由きを日本武尊の按て曰慎る莫怠也此身百也武尊始
至該河之處の賊流從踰る是日也麋鹿鹿其多之氣如

朝露足如系林臨而應將日本武尊信其言禮中入て覓
歌嶽止皇子と殺すの情より致せし事也を燒皇所知被欺別以
佩劍自抽ぐ撰皇の傍草因是乃免故を御号曰若羅下
神社考云々 天智天皇七年 新羅の僧道行法師靈劍を
開て竊く別神祠に入り持神靈に御を取て持歸其の傍に
たてし人龍紫に至り本邦の赴く忽千道風胡に發り復歸り
水兼て去るを御たけり劍とあり三回渡りぬる事
實叙二 天武帝御宇若羅を御す尾張國の神に接する
とき一、天の御の御元十握の劍と大蛇と伐て後
切の御と号はた後御の尾乃尾をともとあり後大蛇を
布島に納む一、天の村雲の劍大蛇の尾にありし所は
村雲の御なりしゆりあり

古事記云々 昔日そこのた乃若あ雲にたりし若の
川上におちりし尾乃尾に八ッあり自く人を吞故今山形
の奥歸するに河の所なり斗り 獲て一人の娘を船に載
と若山田の若蛇に吞せんとす也 是を中よきて此の事

意をみ給ひ能に治る也大蛇を討てし事んと云い船の娘を
若をともせし如くいゆ所の書くは若に方に若を燒てきたり
を八方に並き夜中に大蛇来て娘を吞むと云ふ事あり
燒廻はなる事べき根多時梅しハ娘の形獲の尾に納むると
もたの中(形をひく)を吞り御神の御なりし事あり
多女蛇をばひくも代りも尾にあり御の如くありし事あり
後おに中に一の御あり是宮の御とて天照御(神)の御あり
村雲の御と名付し代りも天照御(神)の御あり是宮の御
宮ありも或る事とせんぬに同年の事有たりありし事あり
之の事ありし御の御に御ありし事あり 天の村雲の御あり
是を若しと云ふ(下)り後ある事ありてその事ありし事あり
あし八御たの大蛇たりし事 今日布武尊(上)奪也(御)若して
東西の御路をせし事ありし事あり 奪也(御)と云ふ事ありし事あり
の國乃大蛇を御(下)りし事あり 日也(御)と云ふ事ありし事あり
返りし事あり尾乃尾の國にありて坐す事ありと云ふに連なりし事あり
に御ありし事あり娘を吞りし事あり 是を若しと云ふ事ありし事あり
の事ありし事あり若羅の事ありし事あり 是を若しと云ふ事ありし事あり

唐帝ハ生ハナドシトシテ將軍に七子の劍ヲ持テて日本へ渡ル事不
動院に居居海西邊女ナリトシテ藤田大御守 爲平逆洗成ト云々に
藤田大御守ハ其子の劍と云ふ劍を有ク其の難に於ては藤田に托也
ハ御守の御守ト云々

一説に藤田大御守の御守ハ藤田大御守ト云ひ

一説に八劍ヲ持テ他俱集佛堂佛堂御守の云々ト云

唐帝生ハナドシトシテ將軍に御守を命ぜりし是の唱とバク云

誤リ傳へしハ他御守大御守ハ例の御守の故云

く其に後ハ其の御守大御守ハ其の御守の御守ト云

而素盡鳥の藤田大御守の御守の御守ト云

ハ雲立御守ハ其の御守大御守の御守ト云

と後ハ其の御守大御守の御守ト云

或書云 天竺古神の御守の御守ト云

彼定勝を流ハ其の御守大御守の御守ト云

の命天竺古神の御守大御守の御守ト云

上ハ其の御守大御守の御守ト云

孫ハ大将トシテ其の御守大御守の御守ト云
孫ハ其の御守大御守の御守ト云
孫ハ其の御守大御守の御守ト云
孫ハ其の御守大御守の御守ト云
孫ハ其の御守大御守の御守ト云
孫ハ其の御守大御守の御守ト云
孫ハ其の御守大御守の御守ト云
孫ハ其の御守大御守の御守ト云
孫ハ其の御守大御守の御守ト云
孫ハ其の御守大御守の御守ト云

山王止一社御守曰 山王中七社の御守五子尾御守

尾州藤田大御守曰 藤田大御守

藤田大御守曰 藤田大御守

大御守曰 藤田大御守

その他御守曰 藤田大御守

立槍御守曰 藤田大御守

洋夷三御守

三御守ハ御守大御守

古今の事なり

女と信後ん連は後もの心の高造りしを討し

こと要に八色の雲乃古をらんあ漢の(古) 八雲の前の 古は如 のとくけを

是の正きのた乃古の流しと(古) 古は如 のとくけを

日中紀に記さのた乃古と(古) 古は如 のとくけを

おとしし次女ゆるれども 古は如 のとくけを

女と信後んといは 古は如 のとくけを

高造りし中紀に記さのた乃古と(古) 古は如 のとくけを

ちとあふく 古は如 のとくけを

出雲のあとい八色の雲乃立たりしに 古は如 のとくけを

くむ連娘と湯津の信を後にもり 古は如 のとくけを

の雲は後よ竹より 古は如 のとくけを

限を差入ては 古は如 のとくけを

を喰ふ十指の海と地を 古は如 のとくけを

尾を 古は如 のとくけを

に天の村雲の海と 古は如 のとくけを

海を 古は如 のとくけを

海に 古は如 のとくけを

ある 古は如 のとくけを

あり 古は如 のとくけを

あり 古は如 のとくけを

あり 古は如 のとくけを

あり 古は如 のとくけを

に増すのこまこのれお意に死せしを耐ふる海に漂は流る
 海幸り是の大地に有ぬ海幸れの日神の命にありて成りし
 せん連日とてあて給ふるを承れて世傳と傳ふるは是也
 の傳傳とて言はれ給へ富強りしては給ふ時に王字
 の命と姓と傳傳し其命の命
 秘書姓とていさる神の神とて言はれ給へ此神とて言は
 男を養ふとて言はれ給へ其命の命とて言はれ給へ
 女とて言はれ給へいさる神とて言はれ給へ此神とて言は
 乃雲八歳五形のとりのありて人月の成神とて言はれ給へ
 初雲とて言はれ給へ又前も言はれ給へ端雲の又け神の神とて言はれ給へ
 女とて言はれ給へいさる神とて言はれ給へ此神とて言は
 上の全神とて言はれ給へ此神とて言はれ給へ此神とて言は
 天の清地にこもる神とて言はれ給へ此神とて言は

編年録

品 孝元 帝 ———— 中務卿心命 ———— 屋主忍男武雄心命

武田 忠 歷社景行成務仲良神功聖祚

△人五十代 崇神 ———— 八坂入 孝命 ———— 八坂入 媛
西尾陽名媛 崇神子 成務帝女

△景行 ———— 日本武尊 ———— 足仲 心命
仲良心命 通道人

武田 心 尾尾丹心
建神祇

孝靈 社 七十二年 養人 徐福 奉 妻女十人 齊先王 墳典
 以来 遊来 仙菜 遂 留 不 敢 養氏 社
 景行 四十年 夏六月 東夷 叛 船 七月 日本武尊 清行 天皇 接
 斧 我 於 日本武尊 征 東夷 使 吉備 武彦 大伴 武日 從行 奉
 月 言 變 路 拜 伊弉 神 宮 干 倭 惟 倭 惟 授 草 薙 海 幸 到 彼
 河 浦 擬 燒 燭 以 向 燒 而 免 薙 草 故 為 名 遂 夷 賊 徒 進 到 相

摸征上総海風暴舟漂蕩為妾橘姫没死之風止舟
著岸入陸奥蝦夷未服歷常陸至甲斐為在古歴武彥
上野西登碓日坂慕橘姫曰吾媿那故号山東志書使
武彥往越為入信濃到美濃為還尾張取官貴姫為至
近江膽吹山山神化大蛇當道為跨行凌霧出于居醒泉
而痛即還尾張移伊勢到尾野速于能獲此痛甚為薨
於熊襲時三十歲為化白鳥飛行倭琴彈原更至河内
旧市邑其二陵曰白鳥多所佩高羅劍今在尾張比牟赤市
郡熱田社古史記為倭建命
仲哀 軒元年十月詔諸國貢白鳥追慕皇考國月越國
貢白鳥蒲見別五奪之詔而遣其魂日本武尊
仁德紀六十年十月差白鳥陵守亦充彼一云王修倭
所陵守化白鹿走天皇懼無動陵守授出師連等
三卷天智七年戊子月新羅僧道行入尾州勢田祠
盜草薙劍逃往新羅中路迷風而不能進而歸復納

於勢田

古史平城大内十三年壬午六月庚尾張國勢田神也授從
四位下
十六卷淳和天皇十年癸丑五月壬詔奉授坐尾張也
從四位勢田本神正位後弟納封十五戶
十七卷仁明系和二年甲子三月壬尾張國割御子孫孫若
御子神 高座結御子神 惣三前車預名神 并
勢田本神 御兒神
十九卷仁明嘉祥三庚十日辛尾張勢田神正三位
廿二卷文德區和貞觀元年甲子十月十五日尾張國勢田大縣曾
神社奉神位託財室

御卷

平相國德盛建創

海花門

海上門桓武帝以勅宣号海花額

春敲門

額少聖道風筆

鎮皇門

(天武帝勅筆額 中世 加茂肥後守正再興)

清雪門

大宮北門ト云イニ紫藤門 俗ニ不明門也

神宮寺

仁明帝 湯建立後世秀願ノ再興

常御堂

同帝 湯建立後 堀尾山城守再興

前にも云経網堂の下に在て礎の形丸しつらりたりと云(男)の
發と多く入したり在のうちに強有しが亡失せり 大永何(何)月
日美濃玉可見郡 何村某御門の在をト

白華翁 後 藝田八組と云ハハツカシ 畧トノタラシメヌキ
穴ニツをテ 根布ト云味ト云ト 同古用御殿ハ此ガ 田沼仲頼ガ
存蔵古書 皆取用御殿之とハ 廻美生御 海ヲ云云取リツテ不

俗別に八組宮を造て表のまをいさく (源朝の御ハソトヨシ
如前の社根を地をの祓へ故にさりそ外に祓に加へて長社多し
是亦別祓) 名云如前の社地に天子の追キ御を組祓武天皇を祭
たり是より略上賜祓殿より地をの祓と俗祭ル社と云云云
あるりや

○日割 日ハリ也 一説云人皇土帝 垂仁天皇の御宇日輪
初の日影は南に流るる日ハツの日の鳥と云ハハツの連人ハハツの御宇

村をてりし 垂仁天皇 二月廿一日夜別座に坐り 曲祓殿にて是
を射落す日向に落し下その處を日向に向と申り 日向の地
鳥と二月廿一日(帝)を多に御事す 寸方方の玉を宛有り玉に
一寸六分の仙而しんをてり 滝尾御祓のまに御事す
御土代系行帝の御事ありや 御事ありや 御事ありや 御
事ありや 是ハ日割の況に叶はんと云云を記す

○藝田大宮祭

一八劍大宮

天照皇太后右御宮也

草薙祭 佛所祭 古鏡祭

二白鳥大宮

日也武也

祭順八劍也

三日破大祠 一、蘇一敷

素盞雄尊

供席祭 火鏡祭

四天王大祠 一、天皇

悉代別尊

祭順 數破宮

五武左史

武内大臣

祭順 天皇宮

六高倉祠

八百万神 日女媛命 为其首領

七十握祠

御後祭 供席祭

住吉太神二百年後奉加祀祠新羅國王恐日本之威而議其
根專在神劍故命驗僧盜其神劍奸僧至祠以佛咒
拒神威罰而探宝刀十握物住吉太神化十握物灵光赫々
在衆刀中奸僧雖王咒驗未得三昧凡夫以化刀謂神刀
盜^び包以佛衣遂至^紫紫神得咒隙出衣中取飯至大
宮相待故祭地神名十握社

八 諸末社

武彦連公

武日連云

供席祭

九 大同

道々神大

供席祭

右勢田大宮祭

右別祭九社吾国根元之別崇別尊而可祭之

地九社印

竹生縣 濱 蔭陽大社 別奉 山宗 祭紫垣宮

御宇時出現鎮座右社也 比皇右社 比菟道宮 比田度宮 皇

社右社

按武州 國馬市部ハ口也 武をを祭と云 東征の時 徳座
の地と云 國馬の地也 不動と云 尾高井と建社社と云 西武
麻追の守知と云 攝社多し 西橋門の左方に 黒白木像の二
つと云 古ハ像と云と云々 御大古七足 社前より 古傳の傳
人より 傳を調驗し 今爰に 左馬大社社ハ 比皇右社を
を不同 以古有而之 退轉りや 三日破 供席祭 爲す

○ 天照信景集院本西社名帳云

正二位上知我麻名神

一作千竈 上名社

小竈社

勢田郷 市場邑

倭名抄曰 宅部 小竈 云々 社俗 稱伊弉 尾川宿禰

氏社而祭尾張國造小止與命今乃之尾張西邊本紀曰
志賀高祖^{或曰}_蘇 朝以天別天降命十世孫小止與命
定賜^{或曰} 誓田^{本紀曰}尾張氏遠祖建國肇^{或曰}郡獻職前不
統是本州三造始也按天孫布記小止與命之男建狹狹命
生二男嫡尾張根命 庶神武帝而少瑞尾張治連姓為大日
大連其裔代、仕朝 孝注天皇、佛宇尾張治連忠命奉
^{或曰} 誓田^{或曰}神宮尾張氏系是日忠命之男尾張治連
稻君其男尾張治連 稻與天武地統文武三祖自祀補
大宮日猷 稻與世孫大宮日猷宿禰自信有二子
嫡曰負賴 祝部田治部祖之中曰信賴為檢校馬場
祖之裔曰負識 補大宮日猷 負識無男子 有故以系
孫藤原系 為能為家嗣 自此大宮日猷代以香籠之裔
補之

正二位下知我麻名神 一作千寔 下名神 誓田大宮降皇門也

^同 北後熊泥女^{或曰}小止與命之妃尾張大印岐女子真敷乃娵命
建福後命 妃在波縣系 祖大荒田令女子五娘命二禮之

從三位御田古神 一作三田原 云皇御社 誓田古宮自答保食部

^同 正二位小別御子大倉部 今作古殿 八幡女 東門印 稻依別王

從三位孫吾部子大倉部 誓田古宮 雅哉武彦王

^同 正二位三座後御子大倉部 今作古倉 子寔 莊機德村

攝津日女^{或曰}曰善和二年十二月壬午尾張西日別御子孫孫系
子孫之孫孫孫子孫孫之孫孫孫之孫孫孫之孫孫孫之孫孫孫之孫孫孫
陽見部^{或曰} 社祀高祖神足仲彥王 證仲良之

正一位八海大倉部 誓田古宮南或新古宮

和初元年^{或曰}九月 降在素盞鳥身 和魂之掛日奉祀白蛇以爲

正

右有八岐之新皇尾有一御八岐神名或曰出雲西大
 原野八口神八岐神名曰出雲西大
 兼川也神名曰八岐神名曰出雲西大
 五重大明神見古記由此見之則八口神
 八岐八口神尾五八岐之神御出雲西大奉尾尾神謂
 此神田上之御神帝建別之稱下之者蓋五故也亦
 尚社正物五八口神神子下古傳則通不稱移祭出雲
 國八口神以為尾尾神乎古實古崇奉蓋五鳥乎其
 他者之凡奉奉神斷之說者此其蹟之出雲國也
 委祀一由故事舊蹟在漸地之其是也正八口實有
 神說而正也

正

正二位出之神子名神
 尾尾村相亮平元曰宮祚始少世之後其祠崇奉
 号永上神子古神也祠也其子也其祠崇奉
 神之海神尾尾氏別姓之也按天孫古記競速是十世孫
 淡夜別命大海神直繼之凡子座八口日別天上稱譽
 田口別別宮延久元年記合其意稱五而古神也

正

正二位青倉名神
 神鏡日命後之也神智子推古記本形到今未須那也
 當社之花知本形而祭云應核由鏡速日也古記云日根蓋以天
 亦此形祀也神門印号東青倉也或手自倉物或為
 本州華雲郡宇美原郡市武州用倉郡山被祀也或手自倉物或為
 阿夫志奈神等昔本居神也西祭神不同也以此混誤者矣

正

從一位素盞烏名神
 正二位今孫名神
 正二位嬬子名神
 正二位日長名神

廿六

日

日

日

或

正二位日長名神

正二位嬬子名神

正二位今孫名神

從一位素盞烏名神

一依上

社記云尾尾氏祖神
社記云日長命

梅三河也碧田社日長神社古史記に而得肥長比賣社也
自素盞鳥社至水向社者於舊國之社者有故社之肥長
比賣名此此屬類本州多由郡亦有日長神社式蓋
尾張連氏舊中別有日長令一歟

正二位水向名神

社記云并攝媛命

在五社建藝田宮南門外加吉倉社稱藝田宮而攝社預
析年新嘗等益南門外社方亦建此社稱
中宮歷世官第多配差定等見尾張相稱田宮

正二位乙子名神

在藝田大宮德皇門内

社記云尾張後元連ト云

在平野信孝所遷の古州部名也取捨たり

○永福九年八月十日古史の古録上巻に於て平野信孝能徳
の由略して平野の由徳を平五月日季盛ト云目ト也

曰或説云二馬と稱稻田娘ト云是秘説ト云
二馬と稱田相殿の内中二馬ト云素盞之説ト云
中一馬也中一素盞鳥也中一稻田娘也
計勿尾張古史仲稱ト云

四所の靈劍

尾張也藝田

草薙劍

備前也石上宮

蛇虎正劍

大和国布田宮

帝靈劍

朝廷

新宝劍

八坂瓊曲玉

只一而朝廷の御鑿之也御秘

七掬睡社

藝田内石岡知多太る赤上宮社古史多ト云

○尾張也也知山也郡日兼社大社也尾張令云
在赤上宮
三月廿百宣旨以同廿八日到赤上備以去白鳳土年
土月一日被然遷田大御所ト云

皇太初宮ト号ハ

天照皇也御也

加賀皇也御也

藝田皇也御也凡三社也

一人五十二代景行天皇四拾一年辛未 御造座
皇安承八吉年二十九百七十五自成

一回早代天武天皇承元元年丙辰 御造宮
日百五十六年成

一回早代元明天皇和銅元年甲申 御遷宮
日百五十六年成

一回五十二代桓武院正徳元年癸卯 御造宮
日百五十六年成

一回百二代桓武院德永元年己卯 御造宮
日百五十六年成
皇氏民將軍黃持云

一回百三代後花園院長福二年戊寅 御造宮
日百五十六年成
皇氏民將軍黃持云

一回百六代後柏木院承和元年丁丑 御造宮
日百五十六年成
皇氏民將軍黃持云

一回百七代正親町院元龜二年辛未 御造宮
日百五十六年成
信長云

一回百八代後陽成院天保十九年甲申 御造宮
日百五十六年成
秀吉云

一回帝御宇長祿元年庚子 御造宮
日百五十六年成
隆慶云

一 佛御所 佛堂 佛堂 佛堂

個書

佛御所

同日午時年

左社合十一回 左佛修處 古舊創前八

大宮

正佛殿 土用佛殿

高倉宮

入則美 日割美

深草寺 大福殿

氷上 交 邑 大寺

以之七社 御

南非美 天皇

左八百方社

一馬先佛

社御宮

佛井社

信水社

家回社

四天王社

佛知延

神樂殿

御殿

勅使殿

敷着屋

籠坂

佛修所

佛樂社

樂下社

佛殿

延白佛西

海邊門

春敲門

神多寺

佛修處 大少橋 九十六号 華表 下 寺 一 下 寺

本宮 寺社 宮地 境内 縦横 同敷 之 寺

一 中宮

南北 或百八尺 東 或百四尺 西 或百八尺

一 西宮

南北 或百尺 西 或七十五尺 三丈 東 或七十五尺

一 高野宮

南北 七十五尺 東 或七十尺 西 或七十尺 南 或七十尺 北 或七十尺

或百二十五尺 西 或七十尺 北 或七十尺 南 或七十尺

一 八雲宮

東西 或百二十五尺 北 或七十尺 南 或七十尺 東 或七十尺

一 南宮

南北 或百尺 東 或七十尺 西 或七十尺 南 或七十尺

一 日割社

南北 或百尺 東 或七十尺 西 或七十尺 南 或七十尺

一 孝雄社

南北 或百尺 東 或七十尺 西 或七十尺 南 或七十尺

一 深草寺

南北 或百尺 東 或七十尺 西 或七十尺 南 或七十尺

一 白倉社

東 或八十尺 南 或七十尺 西 或七十尺

一 吹上寺

東 或三十尺 南 或十八尺

九

- 一 南楠御前 車廻り方 幸入南山十台 或入
- 一 一年山戸 南北拾三ノ山廻り
- 一 赤園社 三ノ口面

後高長御門と及位の事

- 一 下馬前多井の
- 一 中ノ多井の
- 一 東多井の
- 一 白多ノ多井の
- 一 淡ノ多井の
- 一 藤原多井の
- 一 鶴渡多井の

御海門と幸入

御海門と幸入

春融門と御前入

瑞皇門と百奉入

御海門と三百奉入

海邊門と百奉入

瑞皇門と百奉入

一ノ多井の 瑞皇門と八百奉入

- 一ノ多井 或入 二ノ多井 或入 後多井 或入
- 中多井 幸入 西 幸入 東 幸入 下馬南 幸入

○ 神寶大振源

○ 永宣書 (永宣のトハ官位之承代と云ふ事) ○ 瑠璃壺

○ 官符之道 (官府一區以上とある御符十五通) ○ 御方一口

○ 御方一口 藤田西信 (社社進進御方令) ○ 長谷初 圓重一口

○ 御長刀一口 三條宗通 ○ 御方一口 三條宗通 ○ 御方一口 祐来

○ 御方一口 宇多天皇 ○ 御方一口 信成 ○ 御方一口 仁平

○ 御方一口 藤原基光 ○ 御方二口 亞相光女一口 藤原

○ 笏

長五尺八寸
中ゴキミヤノ下

尾張通 丸山上人筆 武佐

右ノ印 笏を刀 数或百十口 余多ニ略也

○ 鱗尾御琴 （法鼓） 一面 ○ 三笠琵琶 一面 ○ 作面 三面

○ 官譜一函 菅丞おゆき ○ 弘法大師自身御画像 一幅

○ 日蓮上人 （自身） 法華經 ○ 法苑珠林一部 弘法大師筆

○ 勅書繪巻 （白紙金泥） ○ 駒の角 ○ 湯鏡 廿五面

○ 春鼓門額 （少将乃良守） ○ 経巻巻 （書卷） ○ 掛物 廿五卷

○ 経冊一枚 （秀持の巻） ○ 初巻画 七巻 ○ 源氏物語 一部

○ 湯馬門常盤御車 （中世） ○ 善後西窓祝 （長井修司筆）

○ 巾五玉 ○ 小御山仏 （永亨） 大寺日職 湯馬持巻 延々

○ 湯鏡百 （法華） 湯馬御人 お徳のく 湯馬の用外り

一 摺圖 大寺の御ふ 大寺の門を以て寺社に似て 寺に似て

湯馬中より 湯馬の御ふ 湯紙の面 五面 湯馬の御ふ 湯紙の表裏
湯庫（湯紙の御ふ） 湯紙の御ふ 湯紙の御ふ 湯紙の御ふ 湯紙の御ふ
高直湯紙の御ふ 湯紙の御ふ 湯紙の御ふ 湯紙の御ふ 湯紙の御ふ

篇面 五面の用

一 白巻 篇面 （大日） 湯馬の御ふ 湯馬の御ふ 湯馬の御ふ

一 墨巻 篇面 （湯馬の御ふ） 湯馬の御ふ 湯馬の御ふ 湯馬の御ふ

一 中筒の御 天上一面 （法華） 湯馬の御ふ 湯馬の御ふ 湯馬の御ふ

一 延會冠者面

天正一面也 人皇五十四代天子御宸修
御許 儀合 式多 天正武隆

一 笄冠者面

天正一面 出目首社十位月三光入及初
條代合三石及 右衛門冠者 笄御面

衣々魚折儀 西通折帯々 勇出

出目首社三光入及政備土流

御用御殿

三國寺御殿御用所

天正一人修者出目法眼表獲大極入

從五位下海東尉備

書刺

○ 秋仙の松馬等ハ追唐前云 冠の等也

○ 又々々々

冠に於て 天正十二年より 檢正十二年より
竹見院帝御宇御遺 正徳の御ときを官女多々

昔細々云 礼に於て連の織物傳之を御大内より
「あるで」この也や自由の冠は前には法あり

○ 誓願の天御正印とく 神舟の御神輿よりなるあり

自身昔誓願の誓書より 要通 御書を用き見付る水晶

の念珠一口中の印ハ別に相を 御書を用き 誓書より

御書御氏と而 御書の重を封き めて 今是を有りぬ

亦御院より多賀の御神連一書あり 御書に法封せし 是

も御書に於て 造りし 人形御書 御書に 書を

御書に 御書に 御書に 御書に 御書に 御書に 御書に 御書に

又御書に 御書に 御書に 御書に 御書に 御書に 御書に 御書に

又御書に 御書に 御書に 御書に 御書に 御書に 御書に 御書に

好方一

長寛二年八月廿四日

右の丹波守尾湯宿禰仲頼の孫孫郎兼田中地は是の今
 と因を抽して遺忘に傳ふ被る実。右物より長寛の
 正暦の初へして然に然乎中正一佐の初階年々。元日存進の
 如く是の亦階帯後等の姓に傳平楊管より年々の時
 け姓の之より次の中細を寧おとの号あり。右武の國乃稱
 呼にありむ。幾ありく。後世の事と申文。たはるべし。

誓願の由記及び自寛元年の記を推函傳とてし印に
 實り細の記一造回富家にし。先ハ船氏のありし。應永に
 年丁丑十二月廿日の後前所國梨の範が書。年一丙の甲
 きたるに基前傳のの事。但此とて。より一二條はし。何ん

○官符 印符 紛争く分

一 朱鳥十二年 正月廿七日 官符到来

一 天保元年 十一月朔日 同

一 天保二年 八月十日 同

一 天保三年 正月廿七日 同

一 天保四年 三月廿七日 同

一 天保五年 八月八日 同

一 天長元年 七月廿七日 同

一 仁壽二年 二月二日 同

一 貞觀元年 六月十八日 同

一 仁和二年 九月二日 同 印符到来

一 昌泰三年 五月廿五日 同

一 延喜九年 六月三日 同

- 一 延長七年七月十日
- 一 萬平七年八月十日
- 一 天壽八年二月十日
- 一 天延元年九月十日

右官符印存國符十二通

天武天皇弟高元自五月八日町御祈祝以事
 防正卿兼中上遊宮造尾張守高元等御
 地今斷絕之於高元宮二月十日御祈祝
 相一萬八千町御祈祝高元等御祈祝

○右官符 尾張西白

一 應從三後藝田神戶百姓永停公役一向治理神社

并神宮寺事在得神主外正七位下祝部官磨等
 解備件社并神宮寺等因縁神願作雜支觸類
 繁多神戶百姓領仕一向神主而當郡日等或若往
 還近送之役盡被追使或班給交易難為正統亦
 齋殿強行刑罰自餘濫行亦可勝計因茲年中
 修裡已致關息社祀之宗屢發鄉邑詔宣之咎頗亦
 神主等雖陳此由因郡曾不改外神戶民災無過斯
 甚望請依大政官在弘仁二年七月廿三日五月
 旨兩度符旨永停止公役等勤神良者也
 一 應置神宮寺別當 蔭孫正八位御船宿禰木清山在日前
 解備縁神願盡寫經論一万五千九百卷圖併著蔭
 玉像一千廿八軀神願造建神宮寺二區如法院一處塔三
 基別院三處等事并木清山奉自預知當國日檢
 帳殿祀云木清山性格勤專事佛神望請別當

永令齋寺事其衣衾料不更請官物者也
以前得神祇官解一備具行如前官加覆審所申
不虛請謹官裁者也左大臣宣依請者國寫兼然
依宣行之不得更妨符到舉行

從四位下行左中將藤原相長嗣宗右大史
正六位上兼內連定岑

兼和十四年三月七日

國府受知郡司并藝田各神主祝部官磨等
應奉行更或修

一應從三位勢神戶百姓被停云後一向修理神舍
并神宮寺事

右得神主外正八位下祝部官磨等解稱并社并神
宮寺寺內緣神願管作雜吏能類繁多神戶百姓
等須仕一向神更而當郡司等或若往還使迎送
各晝夜追化使或班給交易雜物并正稅不論齋限
行刑與自得監行不有據計因茲年中修理已致
國急社祀事常廢發御色託宮答頻示神主等能
陳此由國郡曾不改仍神戶民極無週斯甚望請
依太官左弘仁二年五月廿五日因己年五月廿五日
符省永停云後專勤神更者
一應置同神宮寺別當蔭孫正八位下御船宿稱本津山
右田前解備緣神願書寫經論一万五千九百卷
圖造佛菩薩四王像一千廿八尊神躰五軀造煉神宮
寺二區如法院一惠塔三基別院三處等於仲本津山
本自預知當收國司檢帳既記爰本津山立食料

不更謹請官物者

復

右被去政官去三月廿七日符備得神祇官解備具件
如前官加兩覆審所申不虛謹請官裁者如右大臣
宣依諸者國宣兼知依宣行之者如郡司并祝部
官曆等宣兼知依件行符到奉行

女有道宿祢氏道

永和十四年閏三月十四日

○神祇官移

尾張國司

△_レ使

應早停止從三位藤田神神戶百禮公使
左得神主并正八位下祝部官曆解備大政官去
兼和十二年三月七日下國符備國神祇官解備官曆
解備件社兼神宮寺寺月録神願當作雜更

類繁多神戶百姓等須往向神長而當那司等感
差往還使迎送之役晝夜追使或班給交易雜物并正
稅不論齋限強行刑罰自餘濫行不可勝計因
此年中修裡已致懈怠破檀之崇屢發鄉邑託宣
之咎頻示神主等雖陳地由因郡曾不政行神戶民
弊無過斯甚望請依太政官弘仁二年九月廿三日三
年正月三日并兩度符旨永停公役專勤神吏者
官加覆審不申不虛謹請官裁者左大臣宣依諸者
國宣兼知依宣行之不得更改妨者而忘符旨追驅未止
亦妨神願仍請處分者官檢斛狀理不可然以須
者御躰不豫問之下並件神為崇本依宣旨遂禱
祈了國察此狀早從停止移到准狀故移
嘉祥三年三月九日正六位上行大兼官主部
平唐因花頭從五位下兼行權少副中臣朝臣

○大政官符

尾張國司

應停止班給正稅從三位熟田大神神戶事

右得神祇官解備神主外正八位下祝部官曆去年十月一日十二月十三日并兩度解備神戶百姓等依例供奉年中祭祀希修理社而此社雜舍多數修理雜堪常夏徑官年々間依大神願造建神宮寺就中法院一家別院三處塔三基佛菩薩四王御像惣一千廿八卷畫寫經論一万五千六百餘卷依度官符讀經講說隨時立別不得輒闕怠修理寺家馳使法會皆用神戶人今所在課一不緩而混雜公民班給正稅迄有未進取佛神物動則号裸巧忍崇咎及國家次望請永免班給正稅依大政官去美和十四年三月七日符一向勤神更仍請處分者官依解狀謹請官裁者在大臣宣依請者國宣美和依宣行之符到奉行

參議右大辨從四位下兼行右近衛中將相摸守藤原朝臣良相左大史正六位上高將忌寸清貞

嘉祥三年三月十一日

○已下起

國符

所進

愛智郡司

寺

應停止班給正稅神戶百姓等事

右被大政官去三月十日首為備得神宮解備神主外正八位下祝部官曆去年十月一日十二月十三日并兩度解備神戶百姓依例供奉年中祭祀修理神社而此社雜舍多數修理難堪常事經營頃年々間依神養造建神宮等處中如法院一處別院三處塔三重佛菩薩四王御像惣一千廿八卷書寫一万五千九百餘

卷依度符請經講說隨時立例不得闕怠修理
寺家驅使法會皆用神戶人今前立課丁不幾而昆
雜公民班給正稅迄有未進取佛神物輒則号抄撮
公吏不論齋限徑行刑罰國司寺容郡司巧折
詞不慎神吏異恠頻示恐崇咎及國家路望積永
免班給正稅依天政官去兼和十四年三月七日符一向勤
神吏仍請處分者官依解狀謹裁者右大臣宣依
請者國寫兼知後宣行之者郡寫兼知後停
符到奉行

守滋野朝臣有宗
女有道宿祢改道

攝伴宿祢
太月額田首使
女日置部使

嘉祥三年三月廿三日

大政官符

醍醐

尾張國

皇帝

應免差他役田神社祝荒田并高主神戶
尾張廣宗并神戶百姓等事

右得神祇官備後社解稱謹案本官弘仁二年九月
廿三日同五月二日兩度下國符備神戶百姓等永停止公
役專勤神吏者然至祝部等不可更他役而國司
背旨或令兼擬郡司或差仰封家繼丁因茲不
撰致麻交役觸穢惡處若不申此由恐致崇咎
望請被言上此由重下府國掌被免役將勤事者
也官依解狀謹請官裁者右大臣宣符到永奉
行

從五位上守右中辨藤原朝臣與輒正六位上行右少史

御船宿祓有方

一白トアリ

昌泰三年四月廿七日

右の官符ハ管相丞の御進言ニ今云云の由ヲ述物矣

○中務郡由良寺村妙興祓言古隆文之一通也
昌泰三年四月廿七日

勢田寺祓官御領田方御牧田落合御祓

後事

合

西月

花隠代 寺白一紙致由由是

二月

白藜 牛房

三月

芝田 庄 庭茶前人員

六月

御田延一人

七月

菰籠

八月

踏屋用途

九月

神子御用途

十一月

白藜 牛房

御進言又一通

上

菅合御領之元長中 此多遺責事

申所 御目 水け子細之状 御前被止新儀

由 御之儀 立 御下 御出儀

六月 六日

右馬口 傳

勢田 寺 白 藜 牛 房

右馬口ハ和靴知事長進人ハ長進ト云

終尾張西野田神社供養大般若願文

以匡衡

國宰正四位下外式部權左輔兼東宮學士大女大兄
朝臣匡衡曾首礼足白佛法僧言當國守代奉為
鎮主誓圖富奉書大般若經一初言是已為恒例
之矣其中若有神的不享之更不稱供養此經亦不
遂其終尚必之事莫克於大般若會匡衡幸出
瀨卷之雪窓謬位尾州之風俗若不奉待證於我
后何必質抄愚者得為州刺史若不殖善根於
此地何必用素之儒者得書大般若今年遭洪水遭大
旱國雖衰少活佛少貪欲心雜貪事不獲已棄
由舊收莊嚴費田之靈社流布般若之教文諸僧六
十口伎樂兩三聲財幣玉帛蓋以羅列法器道具
各一帛張苟有潔信漢行之水此微苟有香銀智惠

之花自開初謂盡善盡美具足以快薰修豈圖隨有隨
無低頭以繞供給傳聞大般若者如來成道十年
後於鷲峯等四處十六會中所說為除憂若誓之天
上莫若之業為滿亦願之喻之海中如意珠三世如來以
為慈母十方菩薩以為京師昔玄奘三藏從大唐顯慶五
年正月至龍朔三年十月首尾四年譯之今良牙
子從日本長保三年八月至寬弘九年十月首尾四年書
之生功德以莊嚴三寶大海三所推靡以迴向天象地祇
三處四恩奉捧惠業奉祈金輪聖主增長福壽圓
滿御願隆清天下興隆佛法復誓護左府殿下息災
延命千秋萬歲仰願諸佛知見證明嗟呼碎丹心而
營佛莫類常啼菩薩之售身割薄俸而飾神威之
持契田權現之每跡我願已滿任限亦滿欲歸故鄉之
期今不幾神明願賜靈貺匡衡敬白
寬弘元年十月十四日正四位下外式部大輔兼東宮

學士

江朝臣

匡衡敬白

○寬永十酉年六月霖雨冬之邦中痛之時
大守美直公御使水野仍舊の意以て御祈於文御在納
之翌朔忽霽天 御祈於文御在納
死之故爰略存不 祝詞云

勢田社祈晴奉幣使々祝詞

尾張西愛智郡勢田仁坐須大神乃廣前仁宇豆乃
幣帛乎捧立稱辭竟奉留今茲冬雨乃年六月
十六日國司從二位權大納言源君侍臣等平為使天大
神乃廣前仁幣帛乎奉利珍膳乎備天御飯波器
物仁盛足志御酒波脛腹仁滿双倍野仁生留其菜辛
菜山仁生留木實草實青海原乃與津藻葉仁至

種種乃物乎如山乃積重如星亦陳置大神乃御
心乎平久安久聞食止稱辭竟奉天恐畏恐畏白今
茲復乃初與和霖雨頻下利河水屢溢水田物陸田物
所損傷都々人民災害仁遭倍利因是斯日乎撰天宇
豆乃幣帛遠令捧持仁稱辭竟事留樹茂畏後
大神乃靈異仁依天連雨波晴社洪水波治利國中乃民
作物波五穀乎始也畦圃仁生留草乃片葉尔至万天豐
仁成幸用百姓歡也樂園國安久穩仁護利給倍止祝
部等乎志天稱辭竟奉止白須

貞享己卯年三月八日始元辰年四月三日檢地掉入
○高田乃或百三拾七石或斗七升合勢田社願
免知郡 免並村中源村七女子村八女子村 免首地

右年貢自く鑿田を以て取立け外社家社借し扱
神原ハ社年貢地にてあ積りハ委不取
河の比お積りや年歴るお知

さるは百五石或斗八升

鑿田 御佐祭礼料

鑿田地の和にて御官支配

御原の八百七十八石も
有り是ハ官家以前のもや

○年中神祭志

夏白御傍

屠蕪酒

苗圃祭

御蔵祭十の夜櫃子・水をたぐ

お籠龜核

三日湯供

七種の少籠

伏極祭

水の搦祭

踏歌夜唐

卯杖祭

翁舞

高巾子

射初祭

的的

印地歩

あうどの梅り

初巳牛祭

七の御傍

八福の圓

柳の舞

初鳥祭初馬の鳥

初鳥祭初馬の鳥

御田抽祭

新嘗時習

初子湯立

道の水傍

道解

桃の油

書に懸る夜多籠

梅花懸るらん此の籠は
書に懸るる夜多籠のまん

笹飯

百人

明逆の宴

菅蒲御傍

多勢堂祭

七社のん

編る及敷

足踏

具場祭

即馬込人

御幸御幸

八万八の標

菅蒲御傍

臨皇臨皇

氷上宿

初雪初雪

忌竹指忌竹指

試車

天王祭

山車山車

兜舞

百人舞

一夜酒

御芳

芽梅

御後

御後

大掃除

御室物出干

橋の水傍

放生放生

御昔御昔

徳皇門用

菊の山内

菊の山内

御才印参

山鳥参り

山鳥山内

山鳥山内

田川参

山参

山参

山参

山参

山参

山参

山参

山参

九折参事因七十或度大山執事

参事

参事

正

一 源氏末社由南の方にて巻比次大悪の像を紙よせり賣
大悪の像は海老のまき者上下をとり一御福の餅と名付古来
の参りし亦麻松根深を三及賣者多し亦の者三田を個
源氏末社由南の方御福の餅と御福の上へ投てり夫の参り

在馬也麻ハ土日帳を緘ル根由ハ昔の強に入ル者ハ馬を
焼キ初て 祝也故家也

正
一 神宮 政正大宮八咫宮大福田三神宮田清丹波吉島
右京亮大宮民社中宿古一人陪従十人参人十人古子
参人十人福参社由南の方御福の餅と名付古来
参人の参り 参りし亦麻松根深を三及賣者多し亦の者三田を個
参りし亦麻松根深を三及賣者多し亦の者三田を個
佛陀を唱申玉を押し大振出し七日の参りに御福の餅
白地五雲十二如來紀行り古の参り 厨家参り遺り
社由南の方 亦参一餅 五中七折 八念を参り 寺院町
方の者も惣て十人 強法免と名て 亦日 参り人十人
け参り参り十人白キ海衣の御物 相塔を御参り参り
以て背に三折に参り有ル橋の如く後参り月にて
橋ハ鞠の橋の如く昔他に相風の橋也 橋を参り参り 柏子の

日番の社人の遺り
 是よりく當年より

- 一 神の幣串料 樽三十餘畚思りの固圍支方へ送る
- 一 為御位取薪免納米十或石云件 中免町へ祝御田儀
 方へ負進以故 而と号本ノ免迄及先件祝御田儀
 乃以依以香料一米五分或律古御位儀の方馬備
 厄事方へ送る 大福殿 社僧酒海料米五分
- 一 神樂陰皇門 御音神人宣物と持 位を前後段へ
 中老 馬匠人(年取) 古之人 馬上りて七社廻り亦賽馬の町へ
 廻り今も神の幣八斗九節以り 神樂昇料より
 宿所居方の回影裏へ方へ祝部方へ送る
- 一 天王宮祭礼 勅町八ヶ而
 市協 ○ 田中 ○ 神戶 ○ 宿を
 大福殿 ○ 中野 ○ 東根 ○ 次賀

車

神楽祭、一階院佛堂裏の年中男女悉夜鷹を懸け
 而の若簾洋を天玉の移りて夜神と参りて古例と定布を
 簾とし本より洋と造り毎年立りて百々々々宛取の長巻御
 門帝の御堂文は身中に色の長依格多敬とも名是と圓色
 一 始白山車と作り修人幣堂の樂仰りとも、 車坐巨鼓
 打二人太鼓三人羯鼓或人籠り舞二人中一人の童子も巨鼓ハ
 丸取白土止舞の童子小儀をより素袍袴と冠し小刀を
 帯大太鼓ハ車の天井ハ紅の緒を若取物て其後座に坐し
 小刀ハ小キ太鼓後童の冠装束大太鼓(車) 車楯干に
 旗を掛おろし羯鼓ハ此舞の若多風拍に依花様を以て
 若取の紅の一重緒に大紅を帯り羯鼓を掛立てて赤獅子
 の舞七八年の童子の獅子の尻ハ扇二枚を以て獅子の足裏
 以て敷き法服大紅を帯り立て赤童子即ち巨鼓打或ハ
 笠吹一人何事社人赤帽子素袍袴をより小刀帯ハ鼓ハ楯干
 も旗を懸け鐘ハ懸けて吹為りて十人ハ天井の上に社壇人形
 を造り蓋キ子舞の法を立てて楯の切を造りて構りあり
 是より天玉三人守 標を大ハ五寸 陰を大ハ五寸

端の口... 厚サ...

山の色くの人形を造り新儀の物々... 鯛并

蛇の形を造り... 鯛並ハ鯉より蛇本ハ細く信保てせめけス

仁徳を鼓を以囃ス山... 壽の口し...

車七両市人の人取車... 山三輛田中折上...

先車ハ 大座... 後車ハ 中座...

山車ヲ囃ス... 浮き八...

橋際... 鼓の音... 川岸...

多桃を...

車に...

片囃...

ふ代...

祭礼...

又...

文...

定...

車...

大...

中...

人...

六人の参りに當りて山東のりを執る

昔人人御事奉事御座り
願ふ事には除名なり

市橋ハ世古の天皇様、膳降と申すに又一日天皇
御座りて市橋の小人御座り古例に依り侍所にて

市橋の小人天皇様の御紋は御座りて唯の冬礼毎に

祇園御座りての御座りての御座りての御座りての御座りて

また御座りての御座りての御座りての御座りての御座りて

田中の山ハ御座りて御座りての御座りての御座りての御座りて

上は御座りての御座りての御座りての御座りての御座りて

御座りての御座りての御座りての御座りての御座りて

大御子の山と申す御座りての御座りての御座りての御座りて

御座りての御座りての御座りての御座りての御座りて

御座りての御座りての御座りての御座りての御座りて

東征の事少引一書天并等御座りての御座りての御座りて

御座りての御座りての御座りての御座りての御座りて

御座りての御座りての御座りての御座りての御座りて

天王御車
武州御座り

左大臣將孫御座りての御座りての御座りての御座りて

御座りての御座りての御座りての御座りての御座りて

寛長九年甲辰卯日

御座りての御座りての御座りての御座りての御座りて

一 御座りての御座りての御座りての御座りての御座りて

一 御座りての御座りての御座りての御座りての御座りて

大御子の山と申す御座りての御座りての御座りての御座りて

御座りての御座りての御座りての御座りての御座りて

一 御座りての御座りての御座りての御座りての御座りて

米の事大御子の山と申す御座りての御座りての御座りて

御座りての御座りての御座りての御座りての御座りて

惣括校領物より自中祀の毎に御供米 固色より社家
為御事一願を託す 元禄元年御供米 惣括校領
御供米 惣括校領 自貢之

一 元禄元年立村にて山岳免 此所より日臥云家 祝所也

一 惣括校領物より御供米 御子願十部石令貢進之

一 祝所願 家塚 多田 山崎所 井田 戸部 笠寺

一 大宮 大里 乙川 糖煮 井口 小井 彦井 中那

一 大塚 南野 萱野 協越 山口 多田 又田 基田

(右の二村は同村奉村と云村に
有る是至る舊手御供米云々)

稻生 大徳 古殿 日置

一 御合之旨より十部石八部石令貢進 祝所也 大同寺云々の
時々の断後

一 源安 御二季御子知御所 寺中村乙川村令貢進
御願物として御供米進并 養人御供米願地令断後

○本宮 御馬入物之事

一 正月廿七日の御供米 田女村

一 同日の御供米 牛立村

一 同日の御供米 五女村

一 同日の御供米 八田村

右の入册令の断後

○元日御供米 御前二日八部石云々 李雄御社信日御供米

一 予南新文 於五社御前信御及農具 解形贖物

一 除日中 應寺 崇聖豊年 丹初を御供進 後

一 贖物ヲ持出 惣括校令集之 而 呪ふ罪云々 御方

令断後

○ 御事云々 惣括校御供米の中に五六部進出 廿七八寸

一 斗りに御供米の寸く 御供米 俵を多く 惣括校供進 俵

一 御供米 俵云々 六の右義所

一 天姓信系の云々 初めに御供米に 御供米 俵云々

我本を務むるに形に似たる形に似たるにや古く大曲
のふたにて少附たる様家^{二十七年} かんじど云も苗附の
樹本あれば思ひ合をべきも 性有る安の郡をん
と云我本ありと云はるる及びひそふらんども
て海世に留るべし ひそふらんども
馬をうむるに源をく と云

- 誓^①大和^②美濃^③等^④の附^⑤郡^⑥に^⑦の^⑧長^⑨千^⑩ 延^⑪細^⑫二^⑬條^⑭を^⑮子^⑯
て^⑰尾^⑱沼^⑲氏^⑳人^㉑及び^㉒郡^㉓人^㉔等^㉕て^㉖ 後^㉗ま^㉘る^㉙ 右^㉚邊^㉛北^㉜郡^㉝者^㉞
も^㉟是^㊱に^㊲等^㊳ ひらのみはと和以 日ノ佛留りみ
○細の佛留りや 於^㊴當^㊵社^㊶を^㊷祀^㊸奉^㊹を^㊺養^㊻ とんるの 正^㊼徳^㊽三^㊾辰^㊿年^㊿二^㊿月^㊿
十日 始^㊿と^㊿終^㊿り^㊿ と云 前^㊿ハ^㊿聞^㊿も^㊿不^㊿及^㊿
○二^㊿月^㊿十^㊿日^㊿ 祈^㊿年^㊿祭^㊿新^㊿嘗^㊿ 舍^㊿法^㊿古^㊿ハ^㊿毎^㊿歳^㊿ 朝^㊿使^㊿例^㊿
幣^㊿使^㊿奉^㊿向^㊿ 朝^㊿使^㊿殿^㊿令^㊿勅^㊿乃^㊿云^㊿ 今^㊿ 雖^㊿為^㊿斷^㊿後^㊿ 報^㊿
使^㊿在^㊿ 響^㊿為^㊿ 規^㊿或^㊿有^㊿
○八^㊿月^㊿八^㊿日^㊿ 祈^㊿年^㊿祭^㊿ハ^㊿修^㊿を^㊿と^㊿云^㊿ 古^㊿ハ^㊿尾^㊿沼^㊿八^㊿郡^㊿ 社^㊿人^㊿

- 會仕 今^㊿ 終^㊿一^㊿ 兩^㊿ 社^㊿ 人^㊿ 令^㊿ 知^㊿ 之^㊿ 外^㊿ 加^㊿ 祿^㊿ の^㊿ 新^㊿ 斷^㊿ 終^㊿ 之^㊿
○是 智^㊿ 報^㊿ 之^㊿ 國^㊿ 村^㊿ 社^㊿ 内^㊿ 遷^㊿ 宮^㊿ 表^㊿ 出^㊿ 呪^㊿ 師^㊿ 及^㊿ 不^㊿
○遷 之^㊿ 時^㊿ 中^㊿ 湯^㊿ 邪^㊿ 國^㊿ 村^㊿ 社^㊿ 人^㊿ 長^㊿ 之^㊿ 更^㊿ 持^㊿ 湯^㊿ 邪^㊿
○同 社^㊿ 長^㊿ 之^㊿ 更^㊿ 持^㊿ 湯^㊿ 邪^㊿ 二^㊿ 月^㊿ 十^㊿ 日^㊿ 二^㊿ 季^㊿ 之^㊿ 祈^㊿ 年^㊿ 祭^㊿
○幣 紙^㊿ 麻^㊿ 院^㊿ 未^㊿ 載^㊿ 等^㊿
○危 人^㊿ 事^㊿ 務^㊿ の^㊿ 故^㊿ 案^㊿ 日方ハ社業の危人 漢^㊿ 古^㊿ ハ^㊿ 大^㊿ 宮^㊿
○車 不^㊿ 能^㊿ 移^㊿ 案^㊿ 車ハ先給の御前 一^㊿ 年^㊿ 一^㊿ 遍^㊿ ハ^㊿ 紀^㊿ 定^㊿ 而^㊿ 前^㊿
○南 ハ^㊿ 御^㊿ 前^㊿ 北^㊿ ハ^㊿ 御^㊿ 前^㊿ 一^㊿ 指^㊿ 与^㊿ 協^㊿ 大^㊿ 之^㊿ 更^㊿ 持^㊿ 湯^㊿ 邪^㊿ 之^㊿ 更^㊿ 持^㊿

△法 宮^㊿ 奉^㊿ 仕^㊿ 舊^㊿ 例^㊿ 定^㊿
祝^㊿ 師^㊿ 殿^㊿ 田^㊿ 沼^㊿ 家^㊿ 大^㊿ 田^㊿ 人^㊿ 馬場家 惣^㊿ 持^㊿ 校^㊿ 殿^㊿ 馬場家
○二 月^㊿ 十^㊿ 日^㊿ 祈^㊿ 年^㊿ 祭^㊿ 社^㊿ 人^㊿ 等^㊿

五三
八^㊿ 湯^㊿ 宮^㊿ 祈^㊿ 年^㊿ 祭^㊿ 而^㊿ 祭^㊿ 田^㊿ 沼^㊿ 家^㊿ 祝^㊿ 師^㊿ 奉^㊿ 宣^㊿

高倉宮

清真人神

大新美

氷上社

紀伊宮

東南十二社

乙子宮

彦若美

津田宮

大福殿

(其他) 信若小守部氏 祝詞奉宣
(修) 五高九宮宮之古大在在案今以
(活) 史蹟ハ馬場奈神位ハ馬場上在位習以祝詞
田修奈奉宣 祝饗也

五高九社何ハ田修奈

久若氏 但ニ修奈ハ田修奈ハ補之故ニ季ノ

而祭祝詞 奉宣

(修) 好 志司ノ二家宮ノ子ノ司ハ田修奈祝詞
奉宣

(二) 季田修奈 祝詞奉宣但ニ 奉者食社ハ
云云九社何奉宣

奉 福中ノ一 祝官也

長尾氏 奉宣 修奈美

田修奈 祝詞奉宣ニ季ノ 而祭也今修奈行

右同也

正社何 奉宣坊 修奈何奉宣坊

△大宮司家譜

尾張姓最祖

天照國照彥天 大明櫛五 饒速日尊

乎止與命

火明尊ヨリ土世尾張國造祖清美神也

建稻種命

土世本宮相殿五坐内

尾治乙訓与止速

祭八世出舊美也紀故修之 省略

尾張忠命

大宮司 徹元祖之 天武天皇 弟多之 丙戌年 被
補此 磯愛勢郡 山田 西郡 日兼社 大福也

大宮司 貞胤

忠令の五代治安 壬戌年 皇慶元年五年
藝田吉冠曰治頭從三位尾張宿負胤

大宮司負信

二十二世負胤一男長元 壬申ヨリ 皇寛徳二年
藝田日記曰大宮司從四位中尾張負信

大宮司負臈

二十三世負信一男或負基

家記曰伊勢権吉

寛徳二乙酉年ヨリ 皇應徳元年

如子地御前

二十世大宮司負臈女号臈子 季兼妻 季範母

藤原季兼

本名季鳳号三河は多古冬住三河は尾張自代

本藤氏南原大藏冠十代從四位上季兼父文季也

實範男頼 藝田右神宮櫻華源 交合尾張負
藏女儲 季範 康和三年十月七日卒 年五十八歳

大宮司季範

二十五世号從四位下額田冠者季範 改尾張姓為

藤原姓其胤譜代以藤原氏補彼藏 季範永久

二甲午年補此職 久壽二年十二月百卒

本宮末社今宮者 季範靈社也

大宮司 季範以其為尾張宿負大宮司と相傳る
為政祖 季範以下 系島 殿 依事原記 省略

神宮

△祝師 系島

東土又負頼

尾張忠令二十二代孫大宮司負信男
天長二年始補祝師職

中務土又仲繼

天長二年為正 嘉二年三八代自為百五年
旧地院久也 所持

藤原
小右大臣仲廣

(正嘉二年)永仁元年三月二十六日
公明親王賜御下文

左大臣仲衡

(土世正和五年)延久元年三月一日
建武二年十二月 賜高氏將軍御書

尾張守仲安

(古永三年)天正八年三月十八日
信長賜免許狀

丹後守仲定

(十九世)天正八年三月十八日
二年四月 賜高氏將軍御書

丹波守仲盛

二十世 寬永四年四月十七日
二十二年

丹波守仲秀

寬永十七年三月 延寶八年(甲子)一年

丹後守仲頼

神官

△大内人系圖

大内人守教者福孫令

(第百) 元年 官符 出

大内人守教宿禰孫福

(古傳) 延慶比 渡船 弘治僧教
德壽殿 七日 同若

幡原守政繼 參主

建武ノ頃

守部五郎丸

嘉吉二年頃 菅蒲池 住

守部清仲

慶長ノ頃

守部清治

守部延清

神官

△惣持校系圖

(尾張) 社建 稻種命 事
後古 介岐事傳

大喜主殿頭仲富系圖

(尾張) 社建 唐儀
後古 分岐事傳

座主

社僧

圓定坊 社借 宝慈坊 地福院 日

右社借中維新尾張氏庶流分岐未詳

△中芳祿宣 一曰祠官 一曰神家 姓氏尸之年

栗田朝臣

（卷昭 天皇皇子天冠 夢國忍人令流之天年 昭獲元年自從五世下栗田朝臣等為以是分岐而 用守字）

大原真人

（敏達天皇皇子難波廣流之延曆九年大原真人妻 乳母屋張吉其乳之支流正智元年別當教經 大原真人家支以策權代也傍之）

長岡朝臣

（桓武天皇延曆六年皇子長岡朝臣等權代 也傍之）

後初朝臣

（仲哀天皇皇子譽曰別命之裔以來代也傍之 仲哀天皇皇子國押人等下傍之）

林朝臣

（孝元天皇皇子大德信命後武岡朝臣 紀氏之分岐之以孝氏一權代也傍之）

吉岡真人

（日本武尊皇子征々時延從之志之元祖不知姓名 依功奈靈社号吉岡社是吉岡姓妻祖也傍之）

若山 鏡味 右二氏元祖姓氏未詳

大宅 荒田 清原 藤原 岩井 物部 古所

右七氏姓古雖為社職今斷絶

三岡真人

（繼體皇子施子王後流下傍之 權代也傍之 姓氏下）

○吳中 社也傍之

一 藝文

（社上宮 屯初郡山田西郡司大祓官尾張朝臣等奉祀 考德天皇也等始稱祓官職自此尾張朝臣等奉祀 等奉祀 詳尾張氏也傍之）

祭主 貞智

(系貞大世孫尾張貞信一男田島孫所ノ子孫也)

惣持後

右孫中馬場孫の孫也

大宮貞貞

(信賴才立故以大宮貞貞仍舊孫也)

右孫尾張氏之三子也、他上之孫也、今者貞氏(男)馬場共ニ補給三子ト云々

千秋院大宮貞貞系系

聖徳太子御孫也

一 八咫宮

新下ノ宮

海部邪日弓射、連立少孫ノ裔

有八咫宮祀中世算如孫校家或補八咫孫貞貞今猶准旧例

(守邪氏亦尾張氏ノ庶流也今大森氏相傳付家ト云々)

費田西宮村友家

(是古國衙在廳官人ノ裔而從宮司一補權内人檢校等)

長尾真人

權武帝曾孫

栗田真人

(若昭帝曾孫)

大原真人

出自敏達帝孫而西歸也

磯部真人

仲哀帝曾孫

林真人

(武内者孫也)

世守院生者長尾山中家也

祝部、其菊田尊也、西流、是天、禮、命、齋、女、師、若孫、り、是、後、右、從、尾、張、氏、供、祀、更、ト云々

新宮七苗家

磯部

長尾書岡

栗田大原、是也、七、若、中、病、の、也、
卯、菊、田、院、味、の、祝、部、新、宮、屋、の、祝、也、
西、流、宮、氏、の、祝、部、ノ、内、是、人、也、

△亦、是、本、ト云

一 藝田大宮貞貞

始、尾、張、若、孫、也、系、尾、張、也、
是、系、若、孫、の、孫、也、ト云々

小杉氏、他、若、孫、也、

胃、中、一、事、ト云、流、た、の、ト云

起り討つた結核骨を... 後考の由命... 討死... 二年... 警備... 出... 責任... の... 限... 勝... 中... 祐... 西... 官... 案...

造り代... 指... 考... 大...

一 天正二... 信長

一月... 信長

一回... 信忠他判

... 信忠他判

一 天... 田中...

一 永... 信長

一 天正十二年二月廿五日 東照宮御判之百奉書又

山崎重和泉守様迄之由目書 建武村一ツ子孫 日作信重

一 久保宗自八月八日 秀吉 同日由山崎下向百奉書

一 宗正二年正月廿五日 宗正 宗正公御奉書 宗正 宗正

一 同日三月廿五日 大藏 宗正公御奉書 宗正

一 宗正二年正月廿五日 宗正 宗正公御奉書 宗正

一 宗正二年正月廿五日 宗正 宗正公御奉書 宗正

宗正 三年正月廿五日 宗正 宗正

大藏 宗正

推定 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

大藏 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

大藏 宗正 宗正 宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

宗正 宗正

總而計之百奉書人 宗正 宗正 宗正 宗正

社後入員
 書名一統
 社後員目録
 大原右衛門
 同園書入大原典格
 御指圖録

宮造六三氏、仕造嘗辰

言の
 皇朝又中書

社後入員
 宮造六三氏、仕造嘗辰
 社後員目録
 大原右衛門
 同園書入大原典格
 御指圖録
 社後入員
 書名一統
 社後員目録
 大原右衛門
 同園書入大原典格
 御指圖録
 社後入員
 書名一統
 社後員目録
 大原右衛門
 同園書入大原典格
 御指圖録
 社後入員
 書名一統
 社後員目録
 大原右衛門
 同園書入大原典格
 御指圖録

△京都 吉田家大帳尾冊 社後員目録 御指圖録

一 社後入員
 書名一統
 社後員目録
 大原右衛門
 同園書入大原典格
 御指圖録
 社後入員
 書名一統
 社後員目録
 大原右衛門
 同園書入大原典格
 御指圖録

一 社後入員
 書名一統
 社後員目録
 大原右衛門
 同園書入大原典格
 御指圖録

万治三年五月一日

一 回 社殿 枯木 人 翁 守 告 邦 友 以 法 布 希 彼 希 亦 綿 自 繼 等 免 并

一 回 桑 田 忌 人 理 守 守 實 在 同 以

万治三年五月一日

一 回 社殿 枯木 人 翁 守 告 邦 友 以 法 布 希 彼 希 亦 綿 自 繼 等 免 并

一 回 桑 田 忌 人 理 守 守 實 在 同 以

一 回 桑 田 忌 人 理 守 守 實 在 同 以

一 回 社殿 枯木 人 翁 守 告 邦 友 以 法 布 希 彼 希 亦 綿 自 繼 等 免 并

一 回 社殿 枯木 人 翁 守 告 邦 友 以 法 布 希 彼 希 亦 綿 自 繼 等 免 并

老栗田 影 友 又 同 中 社 人 桑 田 忌 中 高 以 守 告 邦 友 以 法 布 希 彼 希 亦 綿 自 繼 等 免 并

一 回 社殿 枯木 人 翁 守 告 邦 友 以 法 布 希 彼 希 亦 綿 自 繼 等 免 并

一 回 社殿 枯木 人 翁 守 告 邦 友 以 法 布 希 彼 希 亦 綿 自 繼 等 免 并

一 回 社殿 枯木 人 翁 守 告 邦 友 以 法 布 希 彼 希 亦 綿 自 繼 等 免 并

一 回 社殿 枯木 人 翁 守 告 邦 友 以 法 布 希 彼 希 亦 綿 自 繼 等 免 并

一 回 社殿 枯木 人 翁 守 告 邦 友 以 法 布 希 彼 希 亦 綿 自 繼 等 免 并

一 回 社殿 枯木 人 翁 守 告 邦 友 以 法 布 希 彼 希 亦 綿 自 繼 等 免 并

同日午

一回 神官大寺之寺又本編自能先作并地結受
相傳 後以中元年 傳文

一回 神官高屋又本編自能先作并地結受
本編自能先作

同日午

一回 神官大寺之寺又本編自能先作并地結受

同日午

一回 神官大寺之寺又本編自能先作并地結受

同日午

一回 神官大寺之寺又本編自能先作并地結受

神后紀法書略

一回神官兼國正孫守法本神自體先傳

一回神官兼國正孫守法本神自體先傳

一回神官兼國正孫守法本神自體先傳

寛仁二十二年丙午十一月

一回神官兼國正孫守法本神自體先傳

武文ハ文武治寛仁二年中絶今復先代先例

△神后紀法書略

△神后紀法書略

神后紀法書略

正應四年

右記天皇の御美言輝門院... 神后紀法書略... 寛仁二十二年丙午十一月... 武文ハ文武治寛仁二年中絶今復先代先例... 神后紀法書略... 正應四年

作五尺の信受法也 大般若經の百二十卷の漢文一巻の
題名の如しと云ふ

婦一と云ふは、
西書に云ふごとく、
人を顔と稱すや、
に志の何ん人の
日宴をばして
守を修しと廻向
御政の立せの
帝道業の如に
御政の立せの
法皇も二度
強ひたる

をく、
強ひぬ

育の由刻
御流宣記

右仁皇五十九代帝
御流宣記
右仁皇五十九代帝
御流宣記

右一巻者
右一巻者

永禄十一年二月中旬

紹巴

○中法指遺
余り不達多
依尼波理
梅後

後々々々天の付處にや事いふ人
あやむおぼしきものあるあやむ
て思ふに思ふの夜と流るる
作の世

○内江集云 熱田の神宮の傍に
母の骨を指く絶のそ時入るる
人知りてあ借を者うりて
もを夜天宮目のあやむ大の
と夜天宮の多人を泊りて
んくあ光のあ借を者うりて
にけ性蓮のあやむ人形又
持りてあ借を者うりて
神宮を作らばあ借を者うり
あやむあやむあやむあやむ
とや

○雜書集云 尾張のあやむ
山寺のあやむ
んくあ光のあ借を者うりて
おたりあやむあやむあやむ
んくあ光のあ借を者うりて

○藝圃集云 杉次郎のあやむ
眼はあやむあやむあやむ
次のあやむあやむあやむ
あやむあやむあやむあやむ
あやむあやむあやむあやむ

○新法集云 尾張の熱田の
して學生あ借を者うりて
あやむあやむあやむあやむ
あ借を者うりてあ借を者うり
延信 恆常 信光 女系

のり部やららるる律師、成りて轉てくちの町人となり
上あ座一くまを足たる人も後う作りし中畧

○櫻葉抄云 皇御子の信一無の信成會の後師り
佛に始知の趣れをせとてあつたるもいなきそ昔書の方
慈き尾流の留物屋一も信一お控の階とくくひく
熱田の社もまうたるも一なる信成の事とく出信の事
まうてもまを離たり迷つて人の習眼の後におおされば乃
り一信れまに叶ぬ世と階あめをびまの城とくま
とのまうも信成の人あつたあ何の可まうく趣ゆまひ只
多手あ寺の常とくり比のまをまうく一まゆ府一和
信教こいあひのまあ信成のまうく乞合信成のものよ
何の信れ信成とまう信成大ひのあまなり

信成のまあ信成のまあ信成のまあ信成のまあ信成のまあ
と古可を物あや信成信成信成信成信成信成信成信成
よなるまう信成信成一和義抄観たまう信成信成信成

○通探問合致記云 永禄三年、五月十八日信成を八信
次表を打立路の階をく追く難云地加別由結大野
り信成頭を解け致の丹誠神あまあま一ん内階く
物のまは書を聞つる信成物の信成を信成と信成

紀あひ及たを信成を信成めり更と信成信成信成信成
とあまうし信成信成信成信成信成信成信成信成信成
とうたひて馬を来り相一進れまあ信成信成信成信成
信成信成信成信成信成信成信成信成信成信成信成信成
信成信成馬のまひ信成信成信成信成信成信成信成信成
信成信成信成信成信成信成信成信成信成信成信成信成

○長後孫坊部云 天正二年、三月長後孫坊部
云ひ一果一とまあ信成信成信成信成信成信成信成信成

日本武代より擧る信り事々志申すもの相ひひりりり入
信緒感佛製り許入結月々

信教を信信信同善記云

極西矣且兼勅令信教大師者創比敷山蓮華寺塔人
後名信教信蓮華經一社八創文にて而信教信蓮經
日信教信蓮華經一社八創文にて而信教信蓮經
日信教信蓮華經一社八創文にて而信教信蓮經
日信教信蓮華經一社八創文にて而信教信蓮經
日信教信蓮華經一社八創文にて而信教信蓮經
日信教信蓮華經一社八創文にて而信教信蓮經
日信教信蓮華經一社八創文にて而信教信蓮經
日信教信蓮華經一社八創文にて而信教信蓮經
日信教信蓮華經一社八創文にて而信教信蓮經
日信教信蓮華經一社八創文にて而信教信蓮經

神社者神咲猶信書也云

△當所詩奇記新誌

○長崎紀行 一八日 萱浦をまぐる岬の浦ありぬ

藝圖のまの山前と云連ハ市況利生の富海に終ゆ所ま
く一ち舟泊の謹落に及ぶ如くふく智を弁むひひく
河字門を記せれば信記の御りある信教の色にまぢ本
名略て信り事々風色に信り事々も 其語信り事々
人中の信り事々の如くに用と信り事々の如くに用と
信り事々の如くに用と信り事々の如くに用と
信り事々の如くに用と信り事々の如くに用と
信り事々の如くに用と信り事々の如くに用と
信り事々の如くに用と信り事々の如くに用と
信り事々の如くに用と信り事々の如くに用と
信り事々の如くに用と信り事々の如くに用と
信り事々の如くに用と信り事々の如くに用と
信り事々の如くに用と信り事々の如くに用と

光りみける夜の方の戸もめく朝の霧は方丈浦え
け浦を遙に遠く朝より入面く奥にあつたあつた
うらびをいふ千代あつたあつたあつたあつたあつた
ての空に雲水蒼々たる中より一葉の船をこぎ
蒼翠の海をいそぐとも不意のまきつらとむやむや
お鳥の一生の親をこぎて是れ年の形もあつたあつた
おらんといふをたにやむくとも名もあつたあつたあつた

浮光の菊日記

前名匡衛
今名信吉

尾張の西條のま

うらむぬお菊のあつたあつたあつたあつたあつた
うらむぬお菊のあつたあつたあつたあつたあつた
うらむぬお菊のあつたあつたあつたあつたあつた
うらむぬお菊のあつたあつたあつたあつたあつた
うらむぬお菊のあつたあつたあつたあつたあつた
うらむぬお菊のあつたあつたあつたあつたあつた
うらむぬお菊のあつたあつたあつたあつたあつた
うらむぬお菊のあつたあつたあつたあつたあつた
うらむぬお菊のあつたあつたあつたあつたあつた
うらむぬお菊のあつたあつたあつたあつたあつた

あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた

匡衛尚書のあつたあつたあつたあつたあつたあつた
のあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた

○十の夜日記

あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた

笛の音に神の心もあつたあつたあつたあつたあつた

二千〇枚のうらの西ありて梅の移りたるは
多き巴河川のまじりて梅ありてお付てなほ
亦以て

新田のよき事とて思はれり引渡の種のみ

鳴門の和赤の浦の端に一日心に移りて飛ん

み置きのうしてぞもたれり思はれ種をきりて

西風の神の心に梅よりらん梅ありて

江戸の梅ありてさきよりありてひさをありて

○養生庵了不待集

抄卷三種一寶物は何身日也武治愛大和作自他

東征善念遊 軍事幸功還

遺失る陽陽國 神光永曜熱

○河川たゞ後信

天く下け草薙の神風よりひきとれ種也

五五節

馬とて冷てはひふも板乃日陽國の書乃り

吾妻抄の如後信 さま言とあるは種也

○遠遊地行

進雄天降獲 叢雲 倭武東征名草薙

須信新仁頼勇 萬年宝祀吾湯

山崎路義範の唐日舟の幸南社に詣りて種を採りて
素子の地を採りて種を採りて種を採りて種を採りて
又八雲の三十一字の和赤の種を採りて種を採りて
を採りて種を採りて種を採りて種を採りて種を採りて
新田の八雲の種を採りて種を採りて種を採りて種を採りて

移して或る日用之蓋紙にその表乃初乃武

○大明七年己未

重陽謁藝田楊妃廟

九宮指を石宮
名楊貴妃廟

謹_テ白_ク真_ニ妃_ノ羞_ニ至_ル靈

開_テ遺_ノ廟_ノ試_メ問_フ証_ヲ

生々_ニ全_ク託_ス處_ニ央_ノ氣_ヲ

天_ノ寶_ヲ海_ノ棠_ノ何_レ改_メ零_ク

○七月十日後暑六月末に挿れり強金と云く

不破の國を荒果と稱る海島秋の由れは此の
の尾張の河津の八段を依りて沙平にそりて
深きまぐり月を及んて水けぬ昔やと此の事
いづくとも云ふ

○東鑑云

尾張を獲て三刑部を成す

將軍家六月廿四日著菅原時國七月一日藤原社
大宮自範後を以て海島と進部

父の骨をあたえんと牙色に石に墜回すく八月
十五夜より一連は石の思ひありけり

西風七里仍帆影

波上飄く著藝田

邂逅相逢三五夜

超遙指過九重天

仙山縹緲未歸句

鯨海渺茫徐福舩

吾輩不容携父骨

徘徊月下憶仍蓬

海常元改

○日本史卷七云

海之長き樂舞時節進部

詞々々ワビヤリたむん葉もあつたゆ時にあそびん

帝大に貴族して御海衣一襲うら
世居らば仁由帝高う尾活連活と百拾束に
女爵樂を考せし後とハ元徳のまは伶人の能樂を
り七 朔の樂官於活と樂の權を仰せとて徳田よ
今も伶人十三之數も此れを却て活とのふり知れ
一 徳田の身終て久敷樂を興しなる所府は家
より徳田ゆりしとと畧

○兼和四年三月十三日 遮那王丸尾海西徳田なる所於
方より元後あり初の大宮目 孝範の娘義朝の如皇たり是
於朝希義の母とくそ中りとの大宮目 於朝や鳥習子に
中緒してと略

○義経和緒記と云大宮目 於朝ハ活り兼和四年の
大宮目ハ孝範の二男は後上國也は於朝忠と云孝範も
於朝ハ孝範七男孝徳也と云り
考兼和兼和と云書ニ取違あり 是亦の違也

義経元後の事 於朝と云お守、と云たり正録於朝
の辺保たれば大宮目の許に合りありと云て云べし併し
忠ののりありは於朝也

○東西陸路記 細川春吉 曰 二月五日尾海の徳田は
陸路於朝後家の家に海りり、と云又於朝家物物
わらひとて於朝の所 於朝ハ日中武事たるは物 活ありと
發りといふと云れり 於朝ハ元徳後家の名

○羅山文集と云 天武帝大寶年中 召紀州宇多郡
天徳抄撰造 室劍納 藝田宮と云

○延元二年正月 征夷大將軍 信長宮を於朝の府
將軍の頭也よと云しなり 於朝の事を卒し上落と云
つらよ 阿川のまに活るを幣 せなりと云あり平時
大宮目 昌徳と云らひし事と云り

○和佐類聚と云 小竈 電氣船に云と云 千電リ是は

電と竈と書寫の誤りも警固の目と云ふ此の面

廣く軍忠并誌を供奉する或は片断川

被三ヶ所海或は作良胡製間西角合衆の時

祀後先陳或は食向尾州千電 栗山録

或は掃掃作波代城矢倉致軍忠ヨニ正以

神妙於思費者追有と由出之始也件

建武三年十月十九日

栗生 倉島の屋久

直敷ノ
判下

振作良故和原三州之片断川と河州之栗生ハ栗生と云ふあり
たり也三州の号と云ふ 或は電ハ振固の社に於て取に云ふもや
昌圃 和名大山ありと云ふなり 尚郡の月誌流の色と云ふ
上社 村より村と云ふなり 叶ありと云ふなり 栗生ノ書也ハ
振固地 正敷兄と云ふなり 待後降の

○慶長九年(秀徳)十月 和原心始と上洛 同月十六日 警固山名 同月十七日 栗生宮

被給 和馬御殿 市布宮 八海宮

同日 示 乙卯 下り

○和原御心 以 大 奉幣 被給 新 踏 御 給

嘉禎 口 由 成 年 七 月 十八日

○頼 經 御 出 宮 以 奉 幣 等 奉 給

○大 福 田 祐 遷 宮 益

被 給 御 給 一 振 今 作 海 馬 一 天 月 毛 神 前

長 祿 二 年

○ 乙 方 延 義 以 被 給 正 原 五 津 御 衣 并 御 衣 櫃 五 合

元 祿 五 年 申 年 八 月 日

○ 姑 從 禁 裏 被 給 御 給 物 之 由 云 々 御 祈 禱 是 又

毎年一度宛臨時々御祈禱祝師兼令執事
大庭御頃敷御極禱 古事

元禄五壬申年 五月廿九日

○方酒若公為御祈禱從 桂昌院殿 從五位下
若多朝臣 六角越前守廣治始御名代守
御祈禱方殿 兼御祈禱 兼三座御馬之定被

禱祈前

同年 九月廿六日

○御代事 六角越前守廣治御祈禱 兼御祈禱
同古考 同年 五月廿九日 九月廿六日

○御代事 六角越前守廣治御祈禱 兼御祈禱
同古考 同年 五月廿九日 九月廿六日

○御代事 六角越前守廣治御祈禱 兼御祈禱
十月朔 御代事の長物と御方一は 御祈禱

（此方後ハ 赤地御祈禱 兼御祈禱 兼御祈禱
御代事 同古考 同年 五月廿九日 九月廿六日

○御代事 兼御祈禱 兼御祈禱 兼御祈禱
御代事 同古考 同年 五月廿九日 九月廿六日

○同云 草薙御中 御祈禱 兼御祈禱 兼御祈禱
如宮為正體 兼御祈禱 兼御祈禱 兼御祈禱
重天下ノ標準 干戈御力 兼御祈禱 兼御祈禱
合万宗 兼御祈禱 兼御祈禱 兼御祈禱
臣教義 兼御祈禱 兼御祈禱 兼御祈禱
下和年 兼御祈禱 兼御祈禱 兼御祈禱

○御代事 兼御祈禱 兼御祈禱 兼御祈禱
御代事 同古考 同年 五月廿九日 九月廿六日

菅原の柳原後を以て表す。天文二十三年春至誠院勅字の
 信勝の受字を以て勅字の中へ信長と書し誠院の政令を
 信長と改めし其の比に菅原の姓を姓と改めしと云ふ事。
 ○大宮の御所川邊に菅原の御所と云ふ事あり

春 殿 院

○大永二年八月廿日藝田宮信長と云ふ事

堀り信長方に白く書ける事

尾張守と云ふ事

雪も積もる山乃嶺の事 宗長

お出御のあり御事見し事 宗長

以下面白き事多し御事見し事

○藝田宮御官略誌

大宮司 古屋浪氏補す 寺の範以事 南原

馬場 大宮司 補 惣持校

田舎 大宮司 補 祭主 稀祝 伴

五席 大宮司 補 祭主 稀祝 伴
 大宮司 守部氏 尾張守氏

右總祀官大花氏一取^三而祀官之也
大花氏八組之年祝之^由云々
大花氏八尾流名移之^唐流^二取^之一^取以終
當永三年十月相續

檢校

中禱左座中一年老神

別當

中禱左座中二年老神

檀越人

中禱左座中三年老神

右總三老下

衣冠十人

中禱左座各五人

町圖一人

三老自老補

前目一人

中禱内撰其人補

一番頭

檢校

祝師代官

二番頭

惣務代官

三番頭

大目人代官

右總三代官

御前役

祀官列座之日為教事其他神候多し

御使

相變列座之時位儀格等候也

厨家

右目

西使

月報膳忌日調色菓子候

淨供

相色神候

樂人

中禱内撰自古至今

右中禊月自注書一定其家

長役

俗長吉更祝部一人自老

神庭司

俗高馬屋為當祝部屋千廿二

祝部役

祝部屋自勤

為市

自祝部屋出

祝部

自祝部屋出

燒又

斗人

后使

夫人

穩書

家福

凡中箱上ノ宮八十余
林栗已 大馬 後被 古間

八劍宮

祝部

神官大形氏

代官 番 繼代

大形氏代官
大形氏代官
大形氏代官
大形氏代官

御前役

御前役

御前役

計印書

凡中箱

下ノ宮五千 舍取

大馬

大馬 鏡書 古山

祝部座ハ古師姓稱着田一其移家の中禊部
一家禮 同姓ト云

高倉宮 相官

書田

大馬 張部

知照書宮

信 源書更上 祠友 後部 大馬 後部

日破交 初官 彦山 大至
氷上交 目 久米氏

信務

彦山
大至
信務
日定坊
持後院

右天台宗原攝王寺宮

兼仕之人 七人

院敷 醫王院
色衣 不勤院
日 宅海院

右寺宮

尾張氏ハ天孫ノ御子天香山命ノ臣胤山命ノ裔也
齋也 齋宮ノ供也 尾張氏造ト云ル且代ノ舞田社ノ
祀ヲ奉ル者天香山ノ御子尾張宿禰忠命御神也今ノ
交野ニ遷ル也 其ノ御子孫ノ名也 尾張宿禰忠命御神也今ノ
續白書ニ祀存ス 其ノ子孫ノ名也 尾張宿禰忠命御神也今ノ
負頼ハ祭トシテ 尾張宿禰忠命御神也今ノ
三男 負頼ハ大至目ニ補 信務也 任也 其ノ子孫ノ名也
尾張宿禰忠命御神也今ノ
て 尾張氏ト云ル補也 尾張宿禰忠命御神也今ノ
師ト云ル信務也 尾張宿禰忠命御神也今ノ
尾張宿禰忠命御神也今ノ
仲安ト云ル信務也 尾張宿禰忠命御神也今ノ
近如孫枝ト云ル 是ハ信務ノ嗣也 尾張宿禰忠命御神也今ノ

亮仲登との惣後枝之指事日
この馬場馬場の元田元田の庶流之
先知那那望海城之山山の雲雲のあまの栲栲の園園の正正の
次の妻之女子文文経経の身身秀秀次次自自其其の後後生生雲雲の雲の雲田田野野
ふ陽陽をを仲仲ああはは秀秀次次にに海海幸幸りり以以雲雲雲雲をを巴巴がが原原の原
ふふのの他他ををへへしし 僅僅百百字字のの也ててをを威威ををたたとと重重仲仲登登天天
正正八八年年のの宮宮承承四四回回にに交交りり日日中中八八年年祈祈にに勤勤修修すす男子男子
ををてて家家系系後後むむとともも家家 敬敬云云命命トトて惣惣後後枝枝仲仲登登のの
二二男男子子揚揚忠忠多多由由基基 他他州のの子子仲仲登登ををままととてて田田島島家家をを傳傳
めめ祝祝詞詞節節にに補補しし丹丹陽陽ををにに任任命命すす今今のの祝祝詞詞節節自自後後枝枝仲仲登登のの
先先をを以以考考らら今今のの田田島島家家のの場場家家のの庶庶流流のの也也 但但二二倍倍也
田田島島家家のの馬馬場場家家ををまま傳傳すす今今ののああ家家のの根根本本田田島島のの
仲仲登登のの裔裔之之鳴鳴咄咄神神代代のの今今にに至至一一姓姓のの系系傳傳はは二二代代也
他他姓姓のの裔裔をを傳傳すす事事有有るるきき強強ハハむむめめんんととまますす世世家家のの傳傳はは二二代代也
田田島島のの家家のの裔裔にに永永仁仁はは年年正正書書ししたたをを庶庶流流長長のの裔裔一一也

○誓國御神事略記

まゝとせ玉玉のの位位上上月月能能在在仲仲登登のの後後枝枝仲仲登登のの正正一一系系
一一語語をを記記すす後後文文のの也也

元日
一一大大宮宮八八劍劍多多耶耶位位 殿殿内内之之進進饗饗をを是是にに夕夕御御位位傳傳すす
之之禮禮也也 猶猶自自大大御御のの夜夜進進饗饗之之故故にに夕夕御御位位ををてて元元日日
供供りりとともも右右之之儀儀をを乎乎御御位位而而進進すす是是とと個個御御位位
御御位位之之早早指指すす知知のの儀儀門門にに入入席席下下のの在在也也 正正八八年年御御位位傳傳すす
樂樂所所にに在在るる方方樂樂をを奏奏すす祈祈禱禱 大大平平樂樂 五五若若樂樂
長長女女子子 祠祠友友御御位位のの列列にに立立てて御御位位をを傳傳すす庶庶流流長長
奉奉饗饗樂樂上上之之儀儀をを儀儀之之雜雜 鬼鬼藻藻與與乃乃正正八八年年御御位位傳傳すす
御御位位之之香香のの物物等等種種々々をを傳傳すす也也 祝祝史史御御位位傳傳すす
祝祝文文をを傳傳すす 禮禮儀儀人人太太五五申申とと元元日日官官高高樂樂をを奏奏すす

然傳如法陽 厨下の表に極佳 祝部 及兼仕の僧
猶亦と持く 廟とを因りて三廻 是を縁席と云

徹饌 元元日二日 言 昔 大宮 八幡とある所
魚饌と

千石六石後 深草の社ありて豊金と雛形と備へ
て 後見古を集く是と稱し元石六石と云ふ

大宮夕御饌 多敷に於て進饌後名存同儀也
樂西に於て音樂を奏す八幡と同

一旬御饌 勢田 卯殿に於て進饌を

千石六石後 八幡とあるに於て豊金雛形と持し

元日同言 吉原社日別社 言 南新

言 寺上と同

一勢田西宮御饌 卯殿に於て進饌

一高菟社昆由門大用能

一 初宮寺の鬼祭 同初市 初宮寺 勢田文殊局札

一 同世試御饌 大福田社と惣持校是を勤心大福

初日御饌の南あり同古御饌を 厨内より元禄十一年
御饌多寺 毎身とのけ付地 遷す 社傳を末薩藩義平と
年奉り社門敷く 疎伐御祈禱の爲 御饌を 社傳と別
社傳を 聖所に 遷す 是を祭し 時又 御饌 忽血多を 既
して 社門 疎に 依り 是を 社傳と 別 初を 立て 是を 御饌と
社傳 是を 祭す 是を 後 勅命 大福 廟と 号す

社傳 同世試 言 昔 勢田社傳とある 則日御饌

高の嶺を唱へまゆみの御人 此数鼓を擡り傳へ今
宿人の神祀ありまゆりのまゆりやまゆ曲たのまし

あけがさの橋のうは免ぬむ園にまゆいしやまゆをまゆ
兄

あけがさの橋のうは免ぬむ園にまゆいしやまゆをまゆ

このまゆいそぞまゆあんなまゆのまゆいそぞまゆ
たゆまゆのまゆのまゆあんなまゆのまゆいそぞまゆ

返りまゆいそぞまゆあんなまゆのまゆいそぞまゆ

舞の舞

あけがさの橋のうは免ぬむ園にまゆいしやまゆをまゆ
のまゆのまゆいそぞまゆ

あけがさの橋のうは免ぬむ園にまゆいしやまゆをまゆ
のまゆのまゆいそぞまゆ

中あのかみ八枝田長命ト云はれまゆ後田長命の御儀也天の
八邊の樹にまゆ天の御女と回答のまゆあり或は昔舞の御儀
御ともまゆ中幸神也御儀 粟州の御儀にまゆと云はれ
神社考にまゆたり或は御儀と云はれまゆにまゆと云はれ
七橋制はまゆまゆにまゆ都七條不御儀東南に幸神
社まゆ御儀と云はれまゆと云はれまゆと云はれ
及御神を御儀と云はれまゆと云はれまゆと云はれ

六御田松山地仙優翁御儀 御儀と云はれ 御儀と云はれ
御儀と云はれ 御儀と云はれ 御儀と云はれ

一封水 尾宿氏御儀と云はれ御儀の中に封一正殿の御
中に御儀と云はれ御儀と云はれ御儀と云はれ

一を射試

尾宿門前へ射

一射禮佛的

古の多武 射禮の射はあまの御魂門

相官六人先を射し 神良田島丹波守馬場九郎亮大
老の殿中老二人祝部二人海老門前より三馬のめ
より神位殿の前より三馬目度不協西目より用圖七馬の
内より中を祝部二人の勝より神位を致さる所目
あつて馬他人三馬獲ふ上中もを獲て業のり紙相矢
を放て海老門より馬場大老二人あつて一馬宛夫を
放りけ之ハ毎馬先を射し祝部二人あつて一馬宛夫を
致す中老二人あつて之を放り中老祝部二人あつて
番の限人や射しより凡三番田島島海老門より座のめ
中りお祀の射終り見物難儀的争ありお祀と
射礼終り海氏人南山に別し之を擲闘し或は
お祀に死儀に及ぶお祀の在りて之地お祀と云謂ふハ
一地をさして是を祀に別して之を祀と云ふ今

山邊 國陽雜俎 亦ハ東遊ありの出く四きこと

信多道 神位祝部六人 番ハ海衣ハ立烏帽より
射しお祀の射終り見物難儀的争ありお祀と
射礼終り海氏人南山に別し之を擲闘し或は
お祀に死儀に及ぶお祀の在りて之地お祀と云謂ふハ
一地をさして是を祀に別して之を祀と云ふ今

一神佛の奉射

初ま海部氏東海所に於て

是を射し 神位一座 多神 天御女命

河津川の中りに在り毎馬口御位は河津を及て後
を而初官より後之 けはる 神

一六福田を射

七段氏中野所に於て是を射し

一神位を射し

一神内各井に悉く柳を植む 神位を射し 柳を
植む柳を植むとハ後なり

一神位を射し 神位を射し 神位を射し

敷居に相手を以て

己卯
一 夜言時同

二卯
一 大進饗 音楽并有饗式 乙卯日
上午日

一 初年祭 (天武帝 乙亥日 甲申 卯被成日
同日祭神ノ下始ル)
當日壹津邑正法寺ノ祭料納ル

伏見 二 年祭之合 納籠 香物 二 疋

苞苴香物 二箇 料 茗 一 疋

竹筒 二 竿 賢木 一 枝

午日 夜言時同
一 八咫社進饗 計日年別大宮御饗
桑代冬ノ造同

丁未日

一 糸田神社

先忌別ニ終ニ 祓祖師社初ニ
常幣を領出

初官 礼車ノ尾流氏ト儀幣上ニ是ト 轉神籍

尚 梁塵抄抄採物 轉神車

蓋ニ古ノ是を唱ると 歌曲也 伶人二人 古舞子を奏ス
笛笙 箏 篳篥

掛付社由西ノ社櫻ノ下別事多是を祭所
或云 時祭式日西日新日 社由他及三十二社
云々 祭由 中ニ車ノ山社由及言六十
席云々

唐別 綿三疋 新言是 大宮幣ノ由 唐別綿
或云云々

右國目長官以下 唐別ニ 散齋 一日云 余日祭
并 唐幣 並 進神祇官 其幣皆用正統云々
私云云 官幣ノあり 唯初官云 遺云 是の
唐國の唐幣合を以て 爲ノあり 在に 唐日 祭云 今祭

鳥居りしと云

凡そ鳥居りし鳥に吸ひしるる藤州藩事
及け西中流交并流島ノ社も行ふ

上智哉麻友多別美在島十三所社進解幣と
知我麻友多多

一八 飢害 徹解 九二月五日の祭由所の簿名別費
糶臭及臭九二百年尾信々

一 苑の政 案 灌仏會 似たり 昔ハ造り苑の暮も灌
佛の像と重なるありとせしを仏像いす

一 向多社進解 (法持寺境田中社
祭神日布武者 幸魏
日向)

一 御神院人 潔牙 安見南自より多あり
相違と日の書院の文の所也と云く 解除は是の所の

一 湯有りとも凡そ官二人先を御院人といふ毎歳
二員と定み奉事ありす此の案ありと云りし

一 向宮進解 先手八御美之性之進美之性也
祝詞の文略 け日祭官選考の節に大なる御院

一 院人奉幣 御神あり 去年ヨリ祭
或は社に者 米幣 藤の袍

一 會影堂祭 俗人政刑に於て樂を奏し
を稱し各大に第の大美及八御美之性雪門告あり

一 進解 拜り回

一 同御幸 神事と誌皇門の閣上候に候は御幸の
為御人家に在俗人出と願有者多し神樂ハ遷すの候

高皇門田六日那。至り是を用く。○御補西頭人向
る所々西に向き備旨様を相し。その後園となりて政所に至
て騎馬中書并に孫々御殿門より入りて大宮より後之御
帳をけ付て東の東面より樂を奏せしむ。下民多く馬を養ひ
神前より入りて是意敷く是を乞ふの是風之信。日也。或は
征の糺也。と云。後皇附宮の後。下りて獲りて是を元端午に武
装をせしむ。其の初め尚も。執言幕ありて出入以端午
干用武と爰為守。柵之枝盡為鬪勇之戲。是也。亦此
日。印地を打る。今是と止む。祝詞。文略。
今日西頭人馬よりて行を馬場原より。昔は競馬ありしを
以補西人の馬袍馬隊人の赤袍。是加藤の柵并打鼓
の聲を聴て。束茅一付と云也。

一 御補西頭人酒氷。御法。物以習画。柵。信吉。付。
西頭人書を放て獲。下の鳥を御新。白糺。と云。柵の丸

鳥の丸を以てせ八可。今書。の結を以て。神に御を献じ。遺る也。

西中道形。如無も古。御又の内。撫園。御法。度金御。保る。是。田樂。庭。若。新。入。大。一人。下。御。田。柵。入。今。御。出。等。と云。と。南。柵。庭。あり。ま。の。所。也。

一 御廐奉雜草。舊記。五女。村。又。は。女。子。村。あり。御。下。り。爰。略。不。判。出。行。

一 御書。世。依。以。此。地。を。毎。日。守。り。御。大。宮。庭。に。此。書。を。奉。給。侍。人。御。を。遣。る。名。と。あり。元。祿。二。乙。卯。年。三。月。初。夜。乞。上。御。所。に。御。君。御。誠。を。今。り。御。新。御。樂。を。送。り。御。衣。を。御。給。り。奉。給。り。を。無。し。七。葉。に。傳。へ。し。む。

一 南。新。之。進。饌。大。宮。友。八。御。之。御。饌。御。御。進。之。傳。御。新。注。吉。御。御。産。邑。民。御。是。之。御。御。今。り。の。奉。給。之。天。王。御。成。ハ。御。御。奉。給。す。

一 御蔭神夏 此夜の出来 清き道に舞ひのこ

海車 樂山車

市場村田中村神戶村宿をた大熊子村中熊子村東根村
岩屋村八ヶ村の西民は多く 是を御心御心はと
市場田中神戶のまはりの自八宿とた大熊子村宿を
次の年 東根宿をへけ自山車を造りて古くは清き道に
を出る中世迄自巖とて 村民は御心者多しと云
九世迄 一徳院寛弘自中大に流傳 村民御心持る
今も其後 後を御心院文の自中村の古作御心持る
多しと云く始山車を造りて 伶人 舞臺の技多しとの車
装の車の下に小屋を架して 上に鼓楽木偶人を置中央
は枝多しと云く巨鼓及羯鼓 横笛鼓吹等と云く六の足置
り山猪鳥帽子 舞臺のむすけて是 蓋田樂伝承の世風
ありと云くの故と云く

け日大宮町に於ては昨夜一徳院賜く世祝祭文と稱之

西市場町に於ては夫人梅中氏車に毎に有力一徳院を御心持
昔信長と云く梅中氏車に毎に有力一徳院を御心持
を觀物と云く流る有力一徳院を御心持
賜ふは下宮梅中氏の子孫に傳へては有力一徳院を御心持

市場車造り 伎童著葦御心持

神戶宿に車を御心持の御心持の單衣を賜ふと云く有力一徳院

東根車樂念相幕 萬長九甲及自御心持

台徳正 崇徳院 御心持 依る御心持

酒駕車樂限り奉奉 神戶の伯母人常侍及

是附志の御心持

了御心持 政の宮より行ふ葦の御心持 是と稱
五尺の幣を立中記御心持

一 掃掃於宮地 修大掃障云 大宮及別宮並此也

一 猪苗代藩 大宮の先八海子に修る後此等に修る者

御鷹の進

一 曝晒神寶 徹指の修多の殿ニテ出干し

一 大宮祈儀 七夕に同じ修御鷹に進

一 磯田大宮夜御供

一 進饗 八節に同じ修肉殿の進饗也 同神輿並行也

将門の時星流祈奉の是凡也 放生乞食

一 重陽神饗 菊花御饗 菊花祈儀 修御鷹

一 秋縣祭 一新掌也 上御日

一 福官等散齋 神門及多修・都立饗也

一 朝香 二日同

一 大宮進饗 十日同 新饗版也

一 八海子進饗 同日

一 祭脚田神社 同日 修御鷹並此也

一 別宮揚社進饗班幣及上知我麻社音給 同日

一 献香 御鷹の進

一 御酒掃 古宮夜多宮揚社御掃

歳事進饗多敷ニ修る是也

所

一 自今長溪一蹴淨壇

（七ノ筆あり） 性正海海也

一 備夏

八言神祭

（物敷造正） 冥祝也
結の附作也 似多 結字等

以上

愛 知 県



1103269415